

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成27年10月19日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

10月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査-----	3
質疑（嶋野浩一朗委員）	
認定第6号の審査-----	14
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
認定第3号の審査-----	17
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
認定第8号の審査-----	33
質疑（増永和起委員）	
認定第7号の審査-----	35
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
採決-----	49
閉会の宣告-----	49

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年10月19日（月） 午前9時57分 開会
午後3時 3分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 嶋野浩一郎 委員 森西 正
委員 村上英明 委員 増永和起 委員 南野直司

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
生活環境部長 登阪 弘 同部理事 北野人士
同部次長 山田雅也 同部次長兼環境業務課長 豊田拓夫
同部参事兼産業振興課長 池上 彰
自治振興課長 早川 茂 市民活動支援課長 谷内田 修
環境センター長 森川 護 環境政策課長 三浦佳明
市民課長代理 有場 隆 農業委員会事務局長 林 彰彦
保健福祉部長 堤 守
同部参事兼生活支援課長 東潤順二 同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之
保健福祉課長 丹羽和人 障害福祉課長 吉田量治
国保年金課長 安田信吾 保健福祉課参事 川口敦子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 井上智之

1. 審査案件（審査順）

認定第1号 平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成26年度摂津市パートタイマー等退職金特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第3号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

認定第7号 平成26年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時57分 開会)

○上村高義委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は村上委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 おはようございます。

何点か質問をさせていただきたいと思っています。

まず、1点目ですが、決算概要の54ページになります。防犯カメラ設置事業でございます。これは、森西委員も質問されておられまして、私もかつて本会議の中で防犯カメラにつきましては質問をさせていただいたことがございますし、先の本会議の中におきましても、複数の議員がこの防犯カメラのことにつきましては質問されておられました。それほど市民生活にとっても非常に大きな事業であると思っておりますし、ある意味関心の高い事業かと思っております。

先日の委員会をお聞かせいただきまして、設置台数はわかりました。そこはもう結構です。どうやって防犯カメラの設置場所を決めていくのかということについては、警察であるとか関係機関と協議をしながら決めていくんだというお話があったと思います。そのことはよくわかっているんですけども、きょうは委員会でありますので、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っておりますのは、そのお話の中でどういったところに焦点を当てながら設置場所を決めておられるのか。実際に26年度の中で、その会議の中で具体的に設置場所が変わったといったケースがあったのか、その点についてお聞きをしたいと

思います。

同じく決算概要になりますけれども、72ページです。生活困窮者自立支援事業ということで、決算概要を見ておりますと、事業としてそんなに多くのケースはなかったのかと思っておりますが、26年度は実際にどのような支援事業を行われたのか、その点につきましてもお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、決算概要74ページになります。ひとり暮らし高齢者安全対策事業でございます。これも先週の委員会の中で質問が出ておりました。また、村上委員が具体的な例を出されて、未然に重篤なケースになることを防いだといったことがあったということをお話しになられておりました。この中でお聞きをしたいのは、いわゆる緊急時の通報ブザーとかありますよね。そういったものが配付されているわけなんですけれども、26年度でそういったものがあることによって重篤なケースが防げたといったことがどの程度あったのかお聞きをしたいと思います。

それと、実際に摂津市の中でいわゆる孤立死、孤独死といったものがどの程度あったのか、その点につきましてもお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、同じく決算概要の90ページになりますけれども、生活保護のことについてお聞きをしたいと思います。これは先般、新聞あるいはテレビでも報道されておまして、保護世帯数が過去最高だったということがあったと思っておりますが、どうも内容が変わってきているようですね。いわゆる就労が可能だろうといわれる層が若干減ってきているということがあったのかと思っておりますが、生活保護を受けておられる世帯あるいはその方の特徴です

ね、どういったものがあったのか。

それと、ケースワーカーの配置ということについては、私も以前からこの委員会の中で質問をさせていただいておりましたが、その基準が今どうなっているのか。基準と照らし合わせて摂津市でのケースワーカーの配置がどうなっているのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、決算概要の92ページになりますけれども、出産育児相談支援事業でございます。事務報告書を見ておきますと、育児相談を12回実施されて、135の方がご利用されたと載っていたと思いますが、この12回といたのが月1回と決まっているものなのか、その点についてお聞きをしたいと思いますし、実際に育児についてどのような相談が多く見られたのか、それを踏まえてどのように取り組みをこれからされていこうとしているのか、お聞きをしたいと思います。

同じく92ページですけれども、未熟児養育医療給付事業でございます。これも事務報告書を拝見させていただきますと、31人の方で延べ人数が61人と書いてありますけれども、この点についてもどういった特徴があったのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、決算概要の94ページになりますけれども、乳幼児健康診査事業についてお聞かせいただきたいと思いますが、この検査の受診率というのでしょうか、どの程度の方が受けておられるのか。受けておられない方については、保健師だったりとか、何とかして連絡をとろうとされているのだらうと思いますがどのようになっているのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思いますが、かつて私もこの委員

会におりましたときに質問させていただきました。すると、そのときはたしか四、五年前だったと思いますけれども、1歳6カ月児健診におきまして言葉の発達のおくれといったものが最近顕著にあらわれているのだというようなお話があったと思いますが、26年度何か特徴のようなものがあったのかお聞かせいただきたいと思いますが、

それから、決算概要の96ページになりますけれども、河川等の水質調査事業についてお聞かせをいただきたいと思いますが、26年度この調査を行うことによって何か基準に触れることがあったのか、お聞きしたいと思いますが。かつて三箇牧水路でダイオキシンが基準値を上回る数値が検出されて、それを探っていくと摂津市内の事業所だったということがあったと思います。そのことについてはしっかりと対応していただいているのかと思っておりますけれども、あれは府の調査だったのかもしれませんが、市の調査と府の調査とでどのように連動しているのか、しっかりとその点についてもお聞かせをいただきたいと思いますが、

続きまして、98ページの葬儀会館管理運営事業でございますが、これも先日の委員会の中で内容につきましてはよくわかりましたけれども、葬儀会館ができたときと比べて、今現在の葬儀の形が変わってきてるんだよと。家族葬なんかも非常にふえてきてるというお話がありました。その結果として、市内にはそういった家族葬のホールがふえてきて、そういったところもご利用される方がふえてきているんだと。そのことによって、メモリアルホールの利用率が下がってきてるというお話がありました。それは理解できるのですが、そうし

たらそのままでもいいのかということなんです。葬儀会館ができたときの事情を考えると、やはり葬儀会館の利用率を上げていくと。もし、市内で葬儀をされる形が変わってきているというのであれば、葬儀会館の形も変えていくといったことも検討する価値があるのかと。具体的に申し上げますと、今は、二つ会場がありますけれども、例えば2階部分を今のあの大きさで一つにするのか、あるいはそこを二つに分けて家族葬にも対応しやすいように検討していくのか、そこは担当課として大きな主体性があるのかと思いますので、その点について今お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、110ページになりますけれども、地域就労支援事業についてお聞かせいただきたいと思います。いろいろと就労支援の事業をさせていただいていると思いますが、26年度におきまして、この事業において就労に結びついたケースはどの程度あったのか、どういった課題があるのか、その点についてお聞きをしたいと思えます。

○上村高義委員長 早川課長。

○早川自治振興課長 防犯カメラの設置箇所についてでございます。こちらにつきましては、駅と人が集まるところをメインにつけておりますが、それ以外にも摂津警察が把握しております防犯カメラがございまして、市内の不足している地域に設置をするように、警察と協議しながら考えております。

○上村高義委員長 東澗参事。

○東澗保健福祉部参事 決算概要72ページ、生活困窮者自立支援事業についてご説明します。

平成26年度の決算額につきましては、

平成27年度から実施いたします事業の準備作業で、啓発パンフレットの購入、活動用の電動自転車など、備品を購入いたしました。平成26年度の取組状況でございますが、体制整備を重点的に対応いたしました。具体的に主任相談員1名、これは正職員で、あと就労支援員と支援相談員、これは非常勤職員で各1名ずつ配置しております。生活困窮者自立支援事業につきましては、幅広く相談を受ける中で様々な相談内容が想定されますので、庁内でのネットワーク会議の構築等を図りました。あと、任意事業で学習支援事業の実施に当たり、大阪人間科学大学と細かい協議を行いました。

次に、決算決算概要の90ページ、生活保護の状況でございますが、最近の状況といたしましては、伸び率は少なくなってきておりますが、依然として被保護世帯数は毎年伸びております。本市の状況といたしましては、今年9月の時点の最新の状況でございますが、1,118世帯、1,546人が受給しております。その内訳といたしましては、高齢世帯が593世帯で全体の53%を占めております。次に、その他の世帯が167世帯で14.9%、傷病世帯が164世帯で全体の14.7%、母子世帯が98世帯で8.8%、障害世帯が96世帯8.6%となっております。保護率につきましては18.03パーミルになります。最近の状況としましては、日本全体にいえることですが、高齢化が進んでおりますので、被保護世帯の中でも高齢者が増えてきており、これは全国的な状況となっております。

次に、実施体制の状況でございますが、平成27年の7月の時点でケースワーカーは10名配置しております。過去から委

員にご指摘いただいています実施体制の強化につきましては、現在、就労支援員、介護支援専門員、社会保険労務士など非常勤職員を雇用して、ケースワーカーのサポートをさせているところでございますが、現状、保護世帯数が伸びてきている中でケースワーカーの業務内容といたしましては、保護費の計算、定例的な家庭訪問等のルーチンワークで大変な状況になっております。村上委員のご質問でありましたような自立支援の充実、就労支援や医療の予防支援などが追いつかない状況になってきておりますので、ケースワーカーの補強等を来年度等に向けて考えていきたいと考えております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、ひとり暮らし高齢者の見守りの支援について行っている緊急通報装置の利用者における対応実態というご質問にご答弁申し上げます。

緊急通報装置を設置されておられますひとり暮らし高齢者は、平成27年3月31日現在で186名の方がおられます。万が一のときの緊急ボタンを押しての対応につきましては、26年度におきましては184件ございました。前年度に比べまして7.6%の増となっております。その内訳といたしまして、51件が相談のみや誤報となっております。相談につきましては、委託先で看護師等が常駐しておりますので、相談事、悩み事をお受けしております。102件が現場へ急行いたしました。そのうち31件が救急搬送になったという状況でございます。また、最悪の事態という話ですけれども、今回、摂津市内で高齢介護課が担当している事業におきまして、自宅に突入等をしまして死亡を確認した事

例が6件ございます。ただ、委託先のパナユースから連絡を受けての死亡対応は数字上として上がっておりませんので、今回の緊急通報による死亡者の発見というのは26年度ではありませんでした。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、3点のご質問にお答えいたします。

1点目が、まず出産育児相談支援事業についてです。こちらの育児相談につきましては、保健センターで、月1回定期的に実施をしております。相談内容については、身長・体重等の計測もふえてきていますが、1歳未満の乳児を育児されている方が多く、離乳食などの食事に関する相談や遊び方に対する相談、そういったものが増えております。やはり、身近に細かいことをご相談できる方がいらっしゃらないというのが最近の傾向としても挙がっているのではないかと考えています。

2点目の未熟児養育医療給付事業についてです。実人数が31名ということで、最近の特徴といたしましては、高齢出産の方が多くなっていたり、あるいは就労している妊婦のご出産というのが多いという傾向にあると思っております。

3点目の乳幼児健康診査事業ですけれども、それぞれ受診率につきましては4カ月健診で98.9%、1歳半健診が96%、3歳半健診が89%というような受診率になっております。今後、受診率の向上については、何度か未受診の方にもご案内をすることは以前から実施しておりますが、保育所に行かれていますのでいいたろうということでご受診になられないという方もいらっしゃるようにお見受けいたしますので、そういった場合には保育所との連携をとり、必ず子どもの状況を把握させて

いただいております。

あと、1歳半健診のときの言葉の発達のおくれが四、五年前には特徴的なことであったと思うがということですが、最近もやはり戸外遊びや子ども同士の遊び、親との遊びといったような経験不足は同様の傾向でして、やはりそこから来る言葉の発達のおくれというのが依然としてあると考えております。

○上村高義委員長 三浦課長。

○三浦環境政策課長 決算概要96ページの河川等の水質調査事業についてお答えいたします。

河川等の水質調査につきましては、安威川、大正川等の4河川、鳥飼水路、番田井路等々の5水路、計9河川及び水路等につきまして年4回調査を行っておりまして、調査項目につきましては、pH、BOD、COD、大腸菌群等々、8項目について実施しております。この中で河川の汚れを示すと言われているBODというもので環境基準がクリアしてるかどうかというのを確認すると、市内の調査いたしました9河川、水路全てにおきまして、環境基準はクリアしております。

続きまして、三箇牧水路のダイオキシンの件につきましてですが、これにつきましては平成25年度に大阪府、摂津市、神安土地改良区等々で連絡会議を持っております。その後、25年度中に全ての保管してある底質等々を搬出いたしまして、三箇牧水路のダイオキシンに関しましては全て処分が終了しているという形になっております。

○上村高義委員長 有場課長代理。

○有場市民課長代理 葬儀会館運営事業につきましてご答弁申し上げます。

家族葬が広がってきているということ

ですけれども、その背景には核家族化というそういった広まりもございますし、葬儀に対する価値観そのものの変化というのもございます。最近では終活という言葉もございまして、そういった価値観の違いもございます。また、インターネットの普及により喪主世代の方が、インターネットを通じて葬儀社を探されるというような世の中になってきました。こういったことから、当然のことながら我々も競争にさらされるという時代になってきております。その中で利用率が減少してきたということでございます。この間、我々もやはり家族葬というものを念頭に置きまして、その取り込みということも意識しております。事実、葬儀会館の運営件数ですけれども、半分弱ぐらいは家族葬であるということでございますので、決して家族葬だけが取り込めていないというわけではないと考えております。ただ、やはり民間が育ってきているということでございますので、まず根本的な問題として、この分野に市がどこまでかかわるのかといったことであつたりとか、どうかかわっていくのかということが根本的な問題として今後問われてくるのかと考えておりまして、まだこの部分については、もう少しお時間をいただいて検討していかないといけないかと考えております。本件につきましては5次行革でも項目として挙がっておりますので、そういった枠組みの中でご提示していきたいと考えております。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 それでは、決算概要110ページ、地域就労支援事業についてご答弁申し上げます。

まず、地域就労支援につきましては、就労支援に対する事業といたしまして大き

く四つの事業を行っております。

一つは相談事業としまして、専門員によります就労相談、これは週1回ですけれども専門員による就労相談または研修を受けた就労支援コーディネーターの職員が就労相談等に当たっております。

次に、職業能力開発事業といたしまして、こちらは就労に結びつく資格講習等を年3回から4回実施しております。

三つ目の事業といたしましては、雇用就労創出事業といたしまして障害者の就職フェアまたは福祉就職フェア等々を開催しております。

四つ目といたしましては、求人、求職の紹介としましてハローワークからの情報を役所であるとか市内公共施設に掲示している事業でございます。

その中で就労に結びついたケースということでございますけれども、まず相談事業につきましては、昨年の相談件数は14人来られまして、2人がその相談から就職に結びついたということになっております。あと、それぞれの資格講習につきましては、介護職員初任者研修を行いまして、こちらは受講者数10人のうち就職者が3人。フォークリフトの運転技能講習、これが受講者数9人に対しまして就職者が1人。調剤薬局事務講習につきましては受講者数16人に対しまして就職者数が1人と聞いております。

また、就職フェアの参加実績を申し上げておきますと、福祉就職フェアを6月に行っております、これにつきましては参加者数43人のうち4人が就職に結びつきました。障害者就職フェアにつきましては9月に行っているんですけれども、参加者50人に対して8人が就労に結びつきました。3市1町合同就職フェア、これは摂

津市だけではないんですけれども、こちらは参加者数が72人で就職者が8人と聞いております。

今後の課題につきましては、今申し上げました相談事業でありますとか、資格に結びつく講習、講座または就職フェア等を単発ではなくそれぞれがつながりを持てるようにしていく工夫も必要であるかと考えております。また、他機関が実施している事業とも連携を図りながら、ひとりでも多く就職に結びつくような取り組みを今後もしていかなければならないと考えております。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 先ほどの育児相談の件で1点追加させていただきます。育児相談のスタッフですけれども、保健師に合わせまして、離乳食など食事の相談が多いということで栄養士も専門職として対応しております。

○上村高義委員長 防犯カメラの件で、設置場所について当初の計画と変更した点があったんですかという質問があったんですけれども。

早川課長。

○早川自治振興課長 当初の計画との違いですが、当初との計画の違いはございません。しかし、寝屋川の事件もございましたので、通学路等の配慮も必要だと考えておりますので、来年度の協議についてはその辺を特に視野に入れていきたいと考えております。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 それでは、2回目の質問並びに要望をさせていただきたいと思いますが、まず防犯カメラのことです。実際に警察や関係機関と相談した中で設置場所が変わったことはないという

ようなお話で、ただ、これからは寝屋川の事件も受けながら通学路に配慮をしてということがありました。これは警察が把握をされているのかもしれませんが、実際に残念なことです、市内で犯罪が起こるわけですね。そういったことも考えたときに、もし防犯カメラがあったならば防げたなどかということがあるならば、そこは柔軟にしっかりと警察との協議でどちらになるかはわかりませんが、必ず防犯カメラ等で確認できるような体制に動いていくべきだろうと思いますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。そこにつけたのでそれでいいんだということではなくて、随時そのときの情勢を見ながら場所を変えられるというか、そういった体制に移っていただきたいと思いますので、これは私も非常に興味がありますので、引き続き推移を見守っていきたくておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

2点目の生活困窮者自立支援事業ということで、少し勘違いしておりました。27年度から本格実施ということですね。ですので、26年度はその準備であり、体制の整備であったというお話でありました。これは、後ほどの生活保護のケースワーカーの配置等も変わってくるのかと思いますけれども、生活保護のいわゆるケースワーカーの配置をお聞きしますと、参事がおっしゃっていただいたように、ルーチンでいっぱいなんだよというお話がありました。そこは、ケースワーカーをふやしていくといったのも一つの方法だろうと思いますし、もし就労支援といったことでお困りであるならば、この生活困窮者自立支援事業で、支援員、相談員をお願いしてるわけですね。そういった方につない

でいくのも一つでしょうし、あるいは最後の地域就労支援のところでお話をいただきましたけれども、そこでも相談事業等がされておられるわけですので、そういったところにしっかりとつないでいくといったことも大事かと思えます。ただ単にケースワーカーの方の数だけを見て、数だけで1,118世帯、1,546人の方に対してどうしていくのかということプラスね、そこをサポートする体制がどうできているのかと。参事の答弁の中で社会保険労務士等がサポートしてるというお話がありましたけれども、しっかりと摂津市の中でそういったことができてるんだよといったことがしっかりわかるように、これはよろしくお願いしたいと思えます。

続きまして、ひとり暮らし高齢者の安全対策事業でございます。緊急通報装置が非常に役立っていると、答弁をお聞かせいただきました。ただ、その中で最悪の事態が6件あったというお話でした。そこで、2回目お聞きをしたいのは、この6件というものについては、例えば緊急通報装置が配付をされていなかったのかどうかですね。それだけではないかもしれませんが、ひとり暮らしの高齢者の安全対策事業といったことからなかなか効果的なアプローチができずに最悪の結果ということになったのか。もし、そういったことができていれば、最悪の結果は防げたかもしれないとお考えなのか、担当課としての感覚をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、出産育児相談支援事業でございます。内容としては特に1歳未満のお子様をお持ちの方が離乳食のことについて相談をしたりとか、遊び方とか、そういったことについて相談をするというよう

なことがあるんだというお話でございました。月に1回定例で相談事業をされておられますけれども、やはりこういったことはもっと充実させていくといったことはあるのかと思います。その方向性についてどのようにお考えなのか。今ではだいぶ身近で相談をしたりすることができない環境の方が気軽に集えるような環境ができているのかと思いますけれども、そことの関係で今後どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、未熟児の養育医療のことでございまして、内容をお聞かせいただきました。高齢出産がふえているとか、あるいは就労されていて出産を迎えられてといったことで、その結果として未熟児として出産をしてしまうというようなことがあるというお話なのかと思います。このことについて、どうこう言うことはできないかもしれませんが、子どもの命ということを見ると非常に大きな事業なのかと思いますので、ぜひ今後の特徴といったものを見守っていただきながら、効果的な事業等できるものがあればしっかりとしていきたいということをお願いいたします。

それから、乳幼児健康診査事業でございまして、受診率をお聞かせいただきました。3歳6カ月児が89%ということで、11%の方は受けておられないわけですよ。保育所に行かれていて、そこでしっかりと成長というか発達の状況がつかめているのであるならばいいのかとは思わなくもないのですが、全く状況がつかめていないようなケースとかがあるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、1歳6カ月児健診の言葉の発達

の問題でありますけれども、やはりいろいろな要因があるんだらうと思います。そういったところでいろいろな専門的な方からの発表もあるわけでございまして、やはりそういったことを実際に見られて感じられたことを、これからお子さんを産んでいかれるとか、まだ小さいお子さんをお持ちのご家庭に対してしっかり届くように啓発していかないといけないのかと思います。その点についてどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

河川等の水質調査のことにつきましては、わかりました。ありがとうございます。

それから、葬儀会館のことですけれども、確かにこの事業は維持をしないといけないのかということについては、やっぱりしっかりと考えていただきたいというように思います。仮に5次行革の中で、これは民間にお願いしていこうではないかという方向性が出たとしても、果たして今の形でいいのかといったことがあるんだらうと思います。実際に、規模の小さい葬儀がふえてるということについては私も感じているところです。なので、やはりそこに対応した形といったものもあるんだらうと思います。葬儀会館ができた経緯というものを考えると、当時は市内に民間で葬儀をするような施設がなかったわけですよ。民間に対してそういったアプローチもあったようですね。しかし、そこでなかなか手を挙げるところがなかったので摂津市が建てたといった経緯があるわけですよ。それから後になって、民間の事業所が進出というか、葬儀会館等を建てられるようになってきたわけでございまして、経緯を考えると、決して葬儀会館の利用率を上げることが私は民間の圧迫にはならないと思うんですよ。森西委員もおっしゃっ

ておられましたけれども、市民の税金で建てられた施設でありますので、その利用率を上げていくといったことは当然の視点だろうと思っておりますので、将来的なその方向性も踏まえてどのような形の葬儀会館にすることが適切なのかということについては、しっかりとこれは協議をいただきたいということで要望としてお願いを申し上げます。

それから、地域就労支援事業なんですけれども、参事からいろいろとご答弁いただきまして、最後の3市1町の就職フェアを受けられた方もそうですし、その就職に結びついたケースも多いのかというように思います。摂津市民の方であったとしても、別に摂津市内の事業所で働かないといけないということはないわけでありまして、やはり広域的な取り組みといったものは、実際に雇用ということを見るとより効果的なのかと思っておりますし、決して摂津市だけが地域就労ということについて問題意識を持ってわけではないと思っておりますので、近隣の自治体とも、もっと連携を深めていきながら、そういった雇用の機会がより広がっていくような取り組みを、摂津市の担当課だけでは難しいかもしれませんが、ご努力をぜひお願いをしたいと思います。お願いいたします。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、ひとり暮らし高齢者の見守りを踏まえ、26年度の6件の死亡の案件につきましてご答弁申し上げます。

今回の死亡者の6名の方は、まず緊急通報装置の設置はしておられません。具体的な内容としましては、隣人より二、三日姿を見ていないと派出所へ連絡があり、担当課に連絡がありました。2件目につきまし

ては、管理人より消防に連絡があり、数日前より新聞がたまっている、異臭がするという内容でございました。3件目は、知人より1か月前より姿を見かけていない、電気もついていないという問い合わせが高齢介護課に入っております。次に、ライフサポーターから電気、テレビがついており、水の流れる音が聞こえるので呼びかけをするがでてこられないというのがありました。次に、親族より、本人が通っているスポーツジムで兄が最近来ていないという情報を警察に連絡され、担当課に連絡が入ってきました。6件目は、警察から安否が確認できていないというひとり暮らし高齢者の情報が入ってきました。この6件につきまして死亡が確認されたということです。担当課としましては、ひとり暮らし高齢者、また老老介護であります高齢者2人世帯等々のことにつきましては、乳酸菌飲料の配付であるとかいろいろな対応をしておりますが、まだまだ十分な見守りができてるとは考えておりません。時代に応じた取り組みを進めていく中、5次行革も含めましていろいろな観点から効率的または合理的にできるだけ効果があるような形で見守りを構築していきたいと思っております。今後につきましては、介護保険の予防事業も含めまして高齢者に家から出てきてもらって、コミュニケーションも図りながら、地域の方にお力を借りながら見守りを強化していきたいと考えております。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、私からは2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、出産育児相談等のさらなる充実あるいは方向性についてというこ

とですけれども、ご指摘いただきましたように、専門職が受ける育児相談だけではやはり定例的な回数でしか対応はできないということになりますので、地域での子育てのグループですとか、保育所のほうでも親子教室ということで開催もしておりますし、プレママサロンということで妊娠期からも教室を保育所で開催することで、妊娠中から育児をイメージしていけるような体制を図っております。やはり、専門的な相談以前に地域で子育てをしていくという環境を整えていくことが大変重要な時代になっているのではないかという認識をしております。いろいろな育児グループあるいは保育所等と連携をとりながら、身近な相談場所として、まず地域のそういった機関に相談していただける方向で進めてまいりたいと考えております。

2点目の健康診断についてです。受診率はそれぞれ上がってはきているんですけれども、最後まで確認できないという子どもが実際にはいらっしゃいます。訪問も時間を変えて夜に実施をするなどしております、子どもを確認するということが重要と思っておりますので、未受診の方に対してはそういう対応をしております。それでも最後まで確認できなかったという子どもについては人数が手元にないんですけれども、そういった場合には家庭児童相談室や大阪府の子ども家庭センター等と連絡をするような会議を持っておりますので、そういったところでどのような確認をとるのか協議の上で決定をしているということです。

1歳半の言葉の発達の要因について、経験不足が多分にあるという認識をしております、啓発については、やはり親子教室や保育所での経験、保育所に通わない子

どもも親子教室に参加することで経験を積んでいただくなど、先輩のお母さんからいろいろアドバイスをいただく中で経験を積んでいただくということで、ご質問の1点目の育児相談事業の充実と合わせる形で身近な相談場所として機能の充実を、連携をとりながら進めていければと考えております。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 ひとり暮らし高齢者の安全対策で、最悪の事態に至った6ケースをお聞かせいただきました。全て緊急通報装置がついていなかったというお話ですよね。今の社会状況を考えると、高齢者の単身世帯であるとか、高齢者のみの世帯も残念ながらふえていくというのは今の情勢なのかと思います。そうになっていったときに、果たして地域のネットワークだけで異変に気づいて対応していくというのは、今まで以上に難しいといったことも考えられるかと思います。ライフサポーターからの通報もあったといったことで、そこは非常に心強いところであるんですけれども、それプラス環境というか緊急通報装置のように、ネットワークだけではなくて本当に効果的なひとり暮らしの高齢者、あるいは高齢者だけの世帯の方の安全につながるような対応について、いろいろな選考順位もあるのかと思いますので、ぜひその点もこれから研究をしていただきまして効果的なものを打ち出していきたいということで、要望として申し上げたいと思います。

それから、出産育児相談支援事業と関係するのかと思いますが、乳幼児の健康診査のことなんですけれども、これもやはり、どうしても地域の中で孤立しがちな世帯が出てくるのが否めない状況なのかと思

いますので、いろいろな機会をご用意いただきたいと思ひます。それから、言葉の発達のことですけれども、私が聞いている範囲ですけれども、私は専門家ではありませんけれども、とにかく大事なものは多くの言葉を子どもは聞くことだとお聞きをしてるんですよ。いろいろな言葉を聞くことによって、最初は赤ちゃんはわからないけれども、だんだんと言語に関する中枢が刺激をされて言葉が出てくるんだといったことについてよくお聞きをいたします。ということは、なかなか家庭だけだと、言葉がけの数も少なくなっていくでしょうし、そういったことをしっかりと情報として広めることによって、そうしたら外出しようかというケースも出てくるかと思ひますので、ぜひその点についても効果的な事業をお願いしたいと思ひます。

○上村高義委員長 堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 そうしましたら、私のほうから嶋野委員のひとり暮らしの高齢者の安全ということでご答弁を申し上げます。

平成23年度に近隣でも孤独死が非常に発生しました。全国的な傾向でもございます。鈴木参事からは高齢者の6件ということでございますけれども、高齢者以外の方も実はふえております。この原因といたしましては、摂津市ですと年々単身世帯がふえておりまして、1人で独居されている方が年齢にかかわらずふえています。特に高齢者がふえているわけですけれども、そういったことを考えますと、お一人で住まわれておりましたら入院でもされていない限りは独居死というのは当たり前になってきている社会でございます。ただ、それが当たり前になってはいけないということで、平成24年度に孤立死を防ぐため

の安否確認マニュアルというのを作成しております、その中で全庁的に何か報告があれば、それを逃さないで情報を交換して早急に対応するというをやっております。その中で1番多いのは高齢者ですので、高齢介護課に中心になってやっていただいております。私の持っている資料は古いのですけれども、63歳の方のお家に新聞がたまっているという報告を受けて、保健福祉課で対応した結果、入院中であるというのがわかったというケースもございます。また、51歳の方で1か月近く見かけない、電気もついていない、訪問しても応答がないという民生委員から報告をいただいて、これも保健福祉課のほうで対応した結果、最終的には元気なお姿を確認することができたというケースがございます。そういったことから、まずあらゆる情報を活かすために、全庁的なシステムをつくらせていただいて対応しているところでございます。

また、今申し上げましたように、独居で高齢の方がふえておりますので、現在のライフサポーターの数でいいのかどうか検討しているところでございます。ライフサポーターの数をふやして、できましたら体のご不自由になる方が多くなる75歳以上の方にお目にかかって、この方が今先ほどおっしゃいましたようにいろいろなサービスが必要な方かどうか一度ご確認をさせていただきたいと考えております。第5次行革の中でいろいろな事業がございますけれども、その中で事業をシフトさせていただいて、安心安全のために進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○上村高義委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 最後、要望とさせてい

ただきたいと思いますが、部長から丁寧なご説明というかご答弁をいただきまして、高齢者ではなくてもそういった孤独死をされるケースがあるんだというようなお話でありました。お聞きをして思いましたのは、例えば民生委員あるいはライフサポーターの方が発見をされるといったことがあるのかと思いますが、そうしたら今地域にお住まいの方が誰が民生委員で、誰がライフサポーターの方やねんとか。例えば民生委員という名前は聞いたことはあるけれども、どういったことをしているのかよくわからないとかといったこともあるんだろうと思います。そうなったときに大事なのは、やはり最終的には啓発になるんだろうなど。こういったことがあったときには、こうつないでくださいねといったことがわかっていると、結果につながっていくのかと思いますので、ぜひそこは大事な視点だと思いますのでよろしくお願いを申し上げまして終わらせていただきます。

○上村高義委員長 嶋野委員の質問が終わりました。

ほかにごありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑は終わります。

暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第6号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 パートタイマー等退職金共済特別会計の104ページに印刷製本費というのが出てきます。この中身につ

いて教えてください。

それと、この共済制度に加入をしている会社それから加入者数、新たに加入者がふえたとか、新しい事業所がふえたとか、そういうことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 まず、印刷製本費でございますが、これは掛金の振替依頼書、複写式でございますけれども、こちらを作成したものでございます。

あと、加入者数でございますけれども、平成26年4月1日現在、35事業所、184名で、平成27年3月31日現在が34事業所、181名となっております。平成26年度の増減につきましては、3社減で2社ふえて、結果、1社減になります。

あと、新しい加入等でございますけれども、新規加入といたしましては、2社加入していただきました。また新規といいますか追加加入といたしましては、6社、12名となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 減っているところもあるけど、ふえたところもあるというお話でした。しかし、全体的にだんだん加入事業所も減っていて、加入人数も減っているという傾向がこの間ずっと続いているのかと思うんですけれども、やはり摂津市がこれを立ち上げた最初の意義というものもあると思うんですけれども、今後この問題についてやっぱりしっかり市民の方に普及していく、事業所にわかっただいて、非常にいい制度でございますからそこを訴えてもらいたいと思ひまして、印刷製本費はもしかしたらそういうパンフレットとかつくっていただいて、配っていただいたのかと思ってお聞きしたんですけれど

も。摂津市のホームページの中にはこの制度についての説明があるとは思いますが、もっと積極的にお知らせをするということを考えておられないのかどうかお聞かせください。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 この制度につきましては、今までも周知を図っているところですが、なかなか周知できていないということもあろうかとも思います。事業所訪問等をやっておりますので、事業所訪問をする中で、いろいろこの制度の紹介も行っておりますし、今後またいろいろな形で制度を知っていただいて、加入していただけるように取り組んでいきたいと思っております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 ホームページ見させていただいても、こういう退職金制度、民間にもあるような、そういうこともお聞きをしますけれども、やはりその制度の中で最も重要なことは制度の永続性、積立金管理の安全性、退職者に対する給付の確実性が保証されていることだと摂津市のホームページにうたわれています。これは、摂津市が条例に基づいて運営していくので、以上の条件を十分満たされていますということで書いていただいている。私も本当にそのとおりだと思いますので、ぜひともこの事業しっかりとこれから継続していく、また発展させていくためにご努力いただきたいと思っております。要望としておきます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 このパートタイマーの件は、約30年ですかね、歴史があるということでありまして、昨年の決算のときもそうなんですけれども、前部長が自分が担当のときに創設したということで何か思い

も深く、答弁をされておられましたけれども、そのときに、中小企業の共済関係の中にも、このパートの分も含んできるとか、そういう新たな制度もある中で、今後この制度は、いろいろと検討しなければいけないのではないかという、昨年そういうお話がございました。そういうことも踏まえて、この制度の内容について、この1年間、検討をされてこられたことがあればお尋ねをしたいと思えますし、またもう1点は、平成26年度末で、34事業者ということでありましたけれども、この方々が商工会に加盟されておられる方なのかどうか、その辺がわかれば、お答えをお願いしたいと思います。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 まず、この制度についての検討といいますか、委員おっしゃられておりますとおり、同様の制度というか、中小企業の退職制度というのを行っておられるところがございます。また中小企業退職金共済というところにつきましても、パート用に2,000円の掛金で退職金を払うという制度もございます。その中で一長一短といいますか、摂津市は摂津市の予算も当然ございますので、今約180人入っておられますけれども、いろんな制度も見ながら摂津市のパートタイマー制度としてどうしていけばいいのか。先ほど増永委員に要望をいただきましたけれども、その要望も含めて、これを続けていくべきものなのかどうなのか、私どもとしては続けていく、堅持していく。こういう安心した制度で何とか周知も図り加入者もふやしたいと思っておりますけれども、他の制度も含め、比較しながら今後も引き続き検討していきたいと思っております。

それと、今の加入者のうち商工会に加入されてるところでございしますが、その分につきましては、把握しておらず手元に資料がございません。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 私も、この制度はいいものだろうということで、これからはっきりと継続するべきものの一つだと思っております。この社会状況の変化ということで先ほど言いましたけども、30年ほどずっと頑張ってきて、それなりにこの制度があってよかったという意見も私も聞いておりますし、そういう意味ではこの制度はいいことなんだろうと思っております。どうしてこの制度を維持していくかということか、発展をさせていくかということが、これはまたいろいろとほかの制度もありますし、また、この制度に関しての企業の負担のこととか、いろいろと問題点もあるかと思っておりますので、そういう意味では産業振興ということも含めて、商工会としっかりと連携をしていきながらやっていくべきなんだろうと思っておりますので、そういう意味ではこの制度をしっかりと活用できるようなPRもそうですし、先ほど言った企業負担の分とか、ほかの制度の共済の制度もありますので、全体も含めて、またこれから摂津市としては独自の色を出していくというようなことが大切なんだろうと思っておりますので、これからしっかりと中身を検討していただければと思っております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 お二方の委員から質問がありましたけれども、加入状況についてご説明いただいたんですが、市内全体の事業所数から言いますと、今現在34事業所というのが、数字的に言うと少ないのかと思

うんです。他の共済に入っておられて、全ての事業所が他の共済に入っておられるのであれば、それはこのパートで働いておられる方の福利ということでは、対応していただいているのかとは思いますが、全てがそうではないだろうと思っておりますけれども、他の共済の部分がありますけれども、これから市内の事業所を全体に対して他の共済も含めてですけれども、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 パートタイマー共済ということで、まず従業員、パートタイマーとして働いておられる方の福利厚生をどうしていくのかということから考えますと、おっしゃられてるとおり、いろんな制度がある中で、各企業にはそれぞれに応じた制度に加入していただくことがいいかと思っております。また、摂津市のパートタイマー共済を選ばれる方については、それはそれで従業員の福利厚生ということで入っていただいております。この分につきましては、平成24年に事業所実態調査を行っておりますので、そのときに市内全事業所をくまなく回り、そのときにこのパートタイマー共済の説明もさせていただきました。そのときに若干ふえたとは聞いておりますけれども、今後も全事業所を回るというのはなかなかできないと思っておりますけれども、この制度の周知と、従業員の福利厚生について充実していただけるようなアドバイスといいますか、いろんな事業を通じて、各事業主にお願いするなり、周知するなりしていきたいと思っております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 全ての事業所というのは難しいと思っておりますので、市と関係する企業、

事業所から説明をして、加入していただくという流れをとっていただきたいと思いますし、そのPRといたしますか、動きがパートタイマー共済に加入という動きにはなるかと思っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。特に正規雇用の方の人数が少なくなってます。非正規の方がふえておりますので、パートタイマー等退職金共済事業は大事な部分だと思いますし、摂津の事業所の中で働けば退職共済というような制度があって安心ですよという流れをつくっていただきたいと思いますので、ぜひともご努力いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 8分 休憩)

(午前11時11分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第3号の審査を行います。

補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、認定第3号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計決算認定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

国民保健制度は、団塊の世代の方が65歳に到達されたことにより前期高齢者に移行されることで歳入歳出の枠組みが変動してきております。そのような中、平成21年度から据え置いてまいりました保険料率を改定するとともに、低所得者世帯への保険料軽減の拡充を実施いたしてお

ります。また平成26年度におきましても、引き続き医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上を柱に国保財政の健全化に取り組んでまいりました。

決算の内容といたしましては、歳入では前期高齢者交付金が8.5%の増、歳出では保険給付費が3.5%の増となり、また、共同事業においても交付金が拠出金を上回ったことや、国、府における特別調整交付金の増加などにより、収支は単年度で3億803万5,565円の黒字となり、累積では9,873万3,824円の赤字となっております。

国保加入者総数は、2万4,915人で前年度に比べ年間平均で3.1%、793人の減となりました。加入者の内訳を見ますと、一般被保険者については、2万3,889人で、前年度に比べ2.0%、497人の減、退職被保険者等については、1,026人で、前年度に比べ22.4%、296人の減となっております。

それでは、まず歳入でございますが、決算書18ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ6.1%、1億2,597万9,901円の増となっております。一般被保険者に係る1人当たり現年度保険料調定額は9万4,958円で、前年度に比べ7.7%、6,772円の増となっております。収納率は一般被保険者全体で、現年度分が90.3%、滞納繰越分が16.2%となり、前年度と比べ現年度分0.4ポイント、滞納繰越分2.0ポイントの増となりました。

目2退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ9.2%、1,472万3,079円の減となっております。収納率は、現年度分が97.6%、滞納繰越分が22.

1%で、それぞれ前年度と比べ1.2ポイント%の増、2.6ポイントの減となりました。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料は、前年度に比べ6.8%、1万8,594円の減となっております。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金は、前年度に比べ6.6%、1億1,587万3,031円の増となっております。療養給付費等に係る3.2%が国庫負担率となっております。

目2 高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ5.8%、377万7,983円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目3 特定健康診査等負担金は、前年度に比べ31.2%、258万2,000円の増で、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用について基準額の3分の1の交付を受けております。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金は、前年度に比べ4.6%、2,586万4,000円の増となっております。

20ページ、款4 療養給付費交付金、項1 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金は、前年度に比べ16.0%、9,949万7,515円の減となっております。これは、主に退職被保険者数の減少によるものでございます。

款5 前期高齢者交付金、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金は、前年度に比べ8.5%、2億2,749万4,511円の増となっております。これは、65歳以上の前期高齢者の医療費増加などによるものでございます。

款6 府支出金、項1 府負担金、目1 高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ5.8%、377万7,983円の増で、高額

医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目2 特定健康診査等負担金は、前年度に比べ31.2%、258万2,000円の増で、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用について基準額の3分の1の交付を受けております。

項2 府補助金、目1 事業助成補助金は、前年度に比べ2.7%、30万9,888円の増となっており、精神・結核医療給付及び地方単独事業による国庫負担金減額に係る補助金でございます。

目2 財政調整交付金は、前年度に比べ8.1%、4,018万7,000円の増となっております。

款7 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ22.3%、5,435万6,682円の増となっております。これは、1件80万円以上の高額医療費を対象に交付を受けたものでございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ6.6%、5,888万5,185円の増となっております。これは、1件30万円以上の医療費を対象に交付されたものでございます。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、前年度に比べ4.1%、2,528万7,313円の減となっております。

22ページ、目2 保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ14.5%、5,610万9,116円の増となっております。これは、保険料軽減制度の拡充によるものでございます。

款9 諸収入、項1 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金及び目2 退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者

納付金でございます。

目3一般被保険者返納金及び目4退職被保険者等返納金は、社会保険加入による国保資格喪失後の受診などに係る返納金でございます。

目5雑入は、主に70歳以上の一部負担金が2割から1割に軽減されていることに伴う指定公費分でございます。

続きまして、歳出でございますが、24ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、前年度に比べ21.8%、1,926万6,947円の増となっております。

目2連合会負担金は、前年度に比べ1.2%、2万3,750円の減となっております。

目3市町村部会負担金は、近畿都市国民健康保険者協議会の負担金でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、前年度に比べ5.7%、74万2,190円の減となっております。

26ページ、項3運営協議会費、目1運営協議会費は、前年度に比べ18.8%、5万4,480円の減となっております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ4.0%、2億3,868万2,936円の増となっております。1人当たりの保険者負担額は25万8,517円で前年度に比べ6.2%の増となっております。

目2退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ16.1%、6,519万2,145円の減となっております。1人当たりの保険者負担額は33万2,054円で、前年度に比べ8.2%の増となっております。

目3一般被保険者療養費は、前年度に比べ0.6%、71万9,894円の増とな

っております。

目4退職被保険者等療養費は、前年度に比べ20.4%、161万5,811円の減となっております。

目5審査支払手数料は、前年度に比べ43.6%、692万9,161円の減となっております。これは、年度途中で手数料単価の引き下げがあったことによるものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ10.3%、7,497万7,238円の増となっております。1件当たりの支給額は6万2,706円で、前年度に比べ16.6%の増となっております。

目2退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ2.7%、168万4,694円の減となっております。

目3一般被保険者高額介護合算療養費及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費は、1年間の医療保険と介護保険自己負担の合計額が自己負担限度額を超えた場合に交付するものでございます。

項3移送費、目1一般被保険者移送費及び28ページ、目2退職被保険者等移送費は執行いたしておりません。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、支給件数160件で、前年度に比べ29.9%、1,544万7,560円の増となっております。

目2支払手数料は、出産育児一時金の直接払に係る手数料でございます。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、支給件数165件となっております。

項6精神・結核医療給付費、目1精神・結核医療給付金は、前年度に比べ1.3%、15万9,900円の増となっております。1件当たりの支給額は1,391円で、支

給件数は9,004件でございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金は、前年度に比べ0.9%、1,175万2,153円の減となっております。これは後期高齢者医療制度への拠出金で、被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

目2後期高齢者関係事務費拠出金は、後期高齢者医療制度に係る事務費でございます。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金は、前年度に比べ25.4%、32万8,854円の減となっております。

目2前期高齢者関係事務費拠出金は、前期高齢者医療制度に係る事務費でございます。

款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1老人保健事務費拠出金は、老人保健に係る事務費でございます。

30ページ、款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金は、前年度に比べ0.01%、3万8,183円の微増となっております。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、80万円以上の高額な医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ6.2%、1,605万9,708円の増となっております。

目2保険財政共同安定化事業拠出金は、30万円以上の医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ3.7%、3,326万8,909円の増となっております。

目3高額医療費共同事業事務費拠出金及び目4保険財政共同安定化事業事務費

拠出金は、執行いたしておりません。

目5その他共同事業事務費拠出金は、退職医療制度への切り替え勧奨に係る事務費でございます。

款8保健施設費、項1保健施設費、目1特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の実施に係る経費で、前年度に比べ6.3%、314万6,326円の増となっております。

目2保健衛生普及費は、前年度に比べ4.7%、68万1,323円の減となっております。

32ページ、款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険料還付金、目2退職被保険者等保険料還付金は、過年度分保険料の還付金でございます。

目3償還金は、平成25年度事業の確定に伴う療養給付費等負担金精算返還金などでございます。

款10予備費につきましては執行いたしておりません。

款11繰上充用金、項1繰上充用金、目1繰上充用金は、平成25年度の不足額を補填いたしたものでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わりました。

それでは、質疑のある方。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、国保の特別会計について質問させていただきます。

資料もお配りをさせていただきましたので、それも見ながらお願いします。

ご説明にもありましたように、平成26年度は、それまで料率をずっと引き上げずに摂津市頑張ってきていただいたんですが、これは引き上げないと赤字になるというお話で、9,000万円の国保料の値上

げをされた年でした。赤字になるというお話だったので、その前年は1億円余分に一般会計繰入をふやして赤字を防いで値上げをせずに頑張ってきたんだから、同じように一般会計繰入を1億円ふやしてやればいいじゃないかという、そういう一般質問もさせていただきました。しかし、前年は1億円繰り入れるというのは特別な措置であって、継続的にすることはできないというお話で、9,000万円の値上げがあったわけですが、実際にふたを開けてみると、平成26年度は3億円も黒字だということが今回明らかになってきているわけですね。これが一体どういうわけなのかということが一つしっかり知りたいと思います。

法定軽減が平成26年度は広がりました、今まで法定軽減がかからなかった世帯にも法定軽減がかかって、ほかの市ではそういうところは国保料が値下げになったというところが多い。これも認識していただいていると思うんですけども、国や府がその法定軽減を繰り入れることによって、摂津市には一体幾ら歳入がふえるということになったのか、これをまず一つ教えていただきたいです。

それと、この決算が黒字になるという見込みの話の中で、どうして黒字になるのかということで、さまざまな努力を国保年金課のほうでされて、国からも府からも認められる成績も上げた、ということ国からのお金や府からのお金がふえたんだということも言うておられたと思うんですけども、その努力分というのでふえたというのは一体どれぐらいの金額なのか、これについても、まず三つ質問いたしますので、お聞かせください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、増永委員の3点のご質問でよろしいですかね、お答えさせていただきます。

まず、3億円の黒字の要因の部分でございます。黒字の要因につきましては、3点目の質問の努力分の額も含めてのご説明となりますので、お願いいたします。

まず、黒字の要因としましては、保険者努力として黒字となったものと、摂津市では調整できない、国とか府から交付金をいただく部分の係数の変更や、府内の共同事業ですね。そういった保険者では調整が困難な部分で黒字が出たものと、二つに大きく分けられます。

保険者の努力といたしましては、先ほど言いました、国、府からの特別調整交付金ですね、こちらの経営努力による額、これが約1億円、国で約5,600万円、府の分で4,800万円と見ております。それと、保険料の収納及び医療費の適正化ですね。こちらの分で5,000万円を経営努力として、保険者努力として見込んでおります。それと、赤字解消繰入というのは、当初3,000万円を入れております。これで合計1億8,000万円になっております。

次に、国の係数変更に関係するものでございます。共同事業の拠出と交付の収支ですね、こちらについては黒字が約2,300万円です。国保財政安定化支援事業の増加分、これは昨年12月に補正させていただいておるものですが、これで約5,000万円、国の療養給付費負担金、普通調整交付金ですね、これで約1億円ですね。ただ、マイナスの要因もございまして、療養給付交付金、これは退職被保険者の減少というところもございまして、これでマイナス5,000万円ございまして、国、

府の部分で言いますと、1億2,000万円ですね。足して約3億円という形になっております。

ただ、療養給付費負担金につきましては、実績報告を平成27年度に行っておりまして、平成26年度、約1億円が超過の交付と見込まれておりますので、今年度、その1億円は返還という形になります。したがって、単年度黒字は3億円ではございますが、1億円が返還となりますので実質的には2億円の黒字と見ております。

次に、法定軽減ですね。これの収入増が幾らになったのかというところがございます。平成26年度に関しましては、法定軽減において軽減が拡充されました。5割と2割軽減です。この5割と2割の軽減が拡充されたことによって、その補填分ということで基盤安定繰入金というものがございます。これについて軽減分と、さらに平成27年度が新たに保険者支援分というところで軽減世帯の割合に応じて繰り入れするものがございます。決算の額で前年度と単純な比較になりますが、平成26年度の法定軽減の軽減分でございますと、前年度が3億2,200万円でした。平成26年度決算では3億7,000万円となっておりますので、約4,800万円増となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 いろいろとご説明をいただきました。私のほうで自分の頭を整理するために表をつくってみました。A3の大きいほうの表を見ていただいたら、2014年度の予算と決算、上が歳入歳出それぞれ出しています。国庫支出金が1億5,000万円ほど予算よりもふえてると思うんですね。療養給付費交付金、これが1億5,000万円ほどマイナス、少なく見

積もったということになると思います。府の支出金が3,200万円、それから二つ飛んで繰入金のほうで2,400万円ほど、これは少なく見積もった分ですが、共同事業の交付金は6,100万円ほど多く見積もったと。歳入からすると、そうだと思うんです。いろいろとご説明があったわけですが、予算のときに私が質問をしてたんです。予算を立てるときに、ほとんどの収入が前年よりも少なく見積もってるんじゃないですかと、前期高齢者の分だけが予算がふえた形になってたと思うんですね。ほかの国庫支出金とかが少なくなってるのはどういうわけですかとお聞きしましたら、安田課長から、歳出の保険給付費が伸びるから、それに関して国庫支出金は本来ふえるべきだけれども、前期高齢者のふえる部分を差し引くというか、そこを勘案するために国庫の支出金というのは、その分抜いて考えるから少なくなるんですよというご説明があったんですね。でも、結局こうやってふたを開けてみると、国庫支出金としては、1億5,000万円ほど予算よりもたくさん入ってきてるわけですね。この辺が私たちはよくわからない。今いろいろご説明はありましたけれども、この1億5,000万円がふえたという部分をもう少し詳しく、ここの部分について、1回整理をして話をさせていただきたいと思います。

それと、歳出でふえているのは保険給付費がふえているわけですが、これは見積りよりも、2億3,000万円ほど実際にはかからなかったと、見積額が大きかったということですね。それと、共同事業の支出が大きいのと思ってたけれども、8,500万円ほど、これも見積もりが大きくて、そこまでかからなかったということだ

と思うんですね。予算よりもかかったもの、予算よりもかからなかったものがあると思うんですけれども、不思議やと思うのは、歳入のほうは先ほども言いましたように、国庫支出金は1億5,000万円ほど少なく見積もってたけれども多く入ってきてる。でも療養給付費のほうは反対に見積もり過ぎてたので、大体相殺されるような額かと。共同事業が多く見積もってたんだけど、府支出金や繰入金の方と合わすと、ここも同じぐらいということで、歳入のほうについては、やはり摂津市の国保年金課の職員は非常に優秀だと、予算どおりの歳入がしっかり入ってきてると、全体として見れると思うんです。ところが、歳出のほうで見ますと、今言うたように、二つの大きなマイナスが出てきて、全体的に予算と、それから決算の額が大きく違ってきて、本来だったら累積赤字と言われる部分ですね。ここをぐっと減らすことができたということが結果的になってると思うんです。

A4の紙を見ていただくと、これ前にも見ていただいたかもしれないですけども、保険給付費、これが予算と決算がどんどん乖離してるという形になっていると思うんですよ。表のほうの下が決算で上が予算なんですね。2010年のときには、予算と決算の差額は1億4,000万円ぐらいやったんです。11年は少し広がって、1億7,000万円になりましたが、2012年は、また下がって1億3,000万円ぐらい。これぐらいの幅できてたものが、2013年、2億6,000万円ぐらい差額が広がって、これだけ広がったにもかかわらず、また2014年は2億3,500万円ということで大きな開きが引き続き起こってるわけです。これは予算のときに2013年を見たら、広げ過ぎたというこ

とで圧縮して考えるのが普通やと思うんですが、どんどん広がっている。結局ここを広げることによって、実際は入ってくるであろう、わかっていた見込みの歳入をうまいこと保険給付費がこんなに広がるんですよということで赤字と見せたのではないかと、私には見えます。今までずっと累積赤字をなくすための値上げはしないということは何回も摂津市のほうからご答弁として聞いてきたわけです。その単年度を見て赤字だから値上げがやむを得ないと、こう言われてはったわけですね。でも実際にはこうやって開けてみると、赤字どころか大黒字、それも歳入はしっかりわかっているとは、歳出のほうで保険給付費の見込みをぐっと上げて、ここで赤字なんですよということで値上げを押し通したのではないかと、この辺は非常に疑問です。いろいろ細かい項目の費用というのは、上がり下がりあるとは思いますが、すごく優秀な摂津市の国保年金課の職員は、歳入はしっかり見えてたということは、私これ見てすごいと思ったんです。もちろん努力分も自分たちで努力すればこうなるであろうということもある程度見込めたからこそ、ここに歳入がきちっと合ってくるようになってると思うんです。決して、たまたまやったらほめられたという話ではなく、それだけ取りにいったんやと思います。一生懸命努力して交付金引っぱってくるというのは、いいことだとは思いますが、それをやっておきながら、摂津市の市民に負担を大きくかぶせた、この9,000万円の値上げというのは、やはり決算にきても許せない内容やと思うんですけれども、ぜひ、その辺のご説明もよろしくお願ひしたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、増永委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、国庫が1.5億円、予算より多く入ってきたというところの具体的なご説明をさせていただきます。まず、国庫の中でも療養給付費負担金というものがございまして、こちらにつきましては、一般被保険者に係ります給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の32%ですね、これを定率で国庫が負担するものでございます。ただ、この算定に当たっては前期高齢者の交付金を引きましますので、必ずしも給付費の32%にはなるわけではございません。毎年こちらにつきましては、4月の当初申請をさせていただきますと、年明け3月ぐらいに変更の申請を行い、その年度の負担額が決定となります。ただ、その翌年度に先ほど申しましたとおり、ことし平成27年度に入ってから実績報告を行い、負担金が確定する形になっております。平成26年度の実績報告を見ておりますと、先ほど申しましたように、1億円の返還になっております。これ1億円の返還がもともとなかった、変更申請の時点でぴったりあった場合、予算比で言うと、97.3%ということで、予算とほぼニアリーで、逆に少なく見積もった形になっております。実績ベースで見ると、97.3%になってますので、国のほうが逆に変更申請のときに、国の係数を掛ける形になりますので、それを過大に係数が出てきたということで、1億超過になっております。

次に、共同事業の部分で予算との乖離のところをご説明させていただきます。

共同事業の拠出金につきましては、これは大阪府の国保連合会から共同事業で拠出金についての予算額は示されます。各市

の予算が案分方法が定まりまして決められる形になります。これについては、一旦共同事業の総額を連合会で見込んで、それを案分のルールに基づいて拠出金を求められることになっております。ですので、拠出金につきましては、どちらかといいますと、この部分は市で見込んだといいますか、連合会のほうからの見込みに基づき、予算化させていただいております。全体の決算として総額が下がったことによって、拠出額の不用額が生じたということになっております。

それに対しまして、共同事業交付金ですね、こちらにつきましては、共同事業の拠出金から見て、交付金のほうを見込みに入ります。ですので、もともとの予算に対して、摂津市の返戻割合ですね、100出してどれぐらい返ってくるか、それを見込んで交付金の予算を算定させていただいております。ですので、拠出が減った分、交付も事業規模が小さくなっておりまして、交付金も少なくなったという形になっております。実質でいいますと、プラスマイナスで先ほど申しました約2,000万円ほどですかね。交付のほうが上回ったと。ここにつきましては、平成25年度でいいますと、逆に拠出が多くて赤字の要因等にもなっておりますので、なかなか見込みづらいところではございます。

続きまして、歳出、給付費ですね。こちらの予算を少し多く見積もったのではないかというご指摘でございます。予算につきまして、前年度は確かに2億5,900万円の不用額が出ております。この確定につきましては、平成26年度予算を組む時点ではまだ平成25年度の決算が出ておりませんので、平成24年度をもとに平成26年度は予算を計上させていただいて

ます。ただ、ここについてご説明をさせていただきたい部分でいいますと、給付費は、一般被保険者分と退職被保険者分というものがございます。一般被保険者についてが保険料算定に影響してきます。退職被保険者分につきましては、これは全て退職の社会保険診療報酬支払基金ですね、そちらのほうから賄われますので、現実的にこの不用額を見るに当たっては一般被保険者がどうであったかという部分で私ども判断しております。平成26年度ですね。執行率で見ますと、一般の給付費、98.92%になっております。給付費が余らなかったというか、ほぼそのとおりになっております。逆に退職の給付費がこちらは72.53%、1億5,000万円ほど余った形になっております。この退職の不用額につきましては、基本的には療養給付費交付金、歳入のほうですね。こちらの逆に減るだけの形になりますので、この不用額がなかったら保険料がもう少し下げられたということにはなってきません。

退職の被保険者につきましては、団塊の世代の方がどんどん65歳に到達されておられます。退職の資格が65歳になると、もう一般の被保険者に変更されますので、そういった部分で退職のほうについては見込んだよりも不用額が多かったということになっております。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 0時56分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、質問をさせていただきます。

先ほどご説明をいろいろ受けたんですけども、やはりわかりにくいと思います。

なるべくわかるようにと思って表をつくってきたんですけど、役に立っていないようです。

療養給付費の部分とか、いろいろご説明あったんですけども、保険料のところ、退職者の被保険者に係る分とかってというのは、保険料の中にあんまり関係ないんだというお話もありました。しかし、この9,000万円の値上げを平成26年度にしないといけないというお話があったときには、平成25年度と平成26年度、歳入で療養給付費の交付金が非常に落ち込んだと、これが大変だということで値上げしないといけないというご説明もあったと思うんです。だけど結局、交付金は確かに落ち込んでいるけれども、ほかのところで十分見合うだけのものがあつたし、退職者の給付もそんなにたくさんの金額にはなっていなかったと。全体的には、療養給付費の交付金が下がったからといって、摂津市の財政が赤字になるかということ、そうではなかったということが、もう結果として出てきているわけです。

それは、いろいろ努力部分というものもあつたし、摂津市が計算できなかった数字というものもあつたのかもしれませんが、現実として、3億円の黒字が出ていて、1億円もらい過ぎているから来年返さなあかんというような話で、もう先の話を既にしては思うんですけど、2年単位ぐらいで、返還金とかいろいろあって、そのときは単年度で黒字になったり、赤字になったり、そういうことはあると思うんです。この間、そうやりながら、4億円ぐらいの累積赤字はずっと継続して、大きく減らすこともないけれども、ふえることもないということをしてしながら来ておられたと思うんです。7億円あつた累積赤字を4

億円に減らしてからは、ずっとその状態で来たわけです。それなのに、ここに来て、その4億円の累積赤字が3億円も一挙に減った。平成27年度を締めたときに、また3億円の赤字が出るんだったら、これはまだわかります。だけど、恐らくそうはならないでしょう。どんどんと累積赤字が減っていく。片や、摂津市の国保加入者の方々は、保険料の値上げで大変苦しんでいく。これは、どう考えても非常に矛盾がある内容だと思います。

先ほど、いろいろご説明がありましたけれども、国のお金、府のお金、これはふえて当然だったと思います。なぜかといえば、法定軽減を広げるということをやったわけですから、その財政措置が入っているんですから、その部分をふえるということで見込んでいなかったということは、やっぱりおかしい話だと思うんです。

それが、結果的にどういうことになっているかという、国がせっかく法定軽減を広げて、今まで所得200万円の40歳代夫婦と子ども2人、モデルケースとよく言われます。この4人世帯、ここの方々が、今までは法定軽減の中に入ってこなかったんですが、平成26年度からは、国の財政措置によって、府も、市も、もちろん持ち出しはありますけれど、新たにここが法定軽減にかかる世帯に広がったわけです。反対討論でも申しましたけれども、豊中市では4万1,814円、池田市は8,889円、それから箕面市7万8,016円、高槻市1万4,790円、茨木市3万8,670円、吹田市2万6,730円の値下げなんです。大阪社会保障推進協議会の資料からなんですけれども。大阪府下で見ても、平均約2万円、この世帯は値下げになっております。ところが何と、摂津市は、

法定軽減はもちろん広がったんだけど、この9,000万円の値上げをしたことによって、新たに軽減がかかったんだけども9,949円値上げになっているんです。ましてや、法定軽減がかからない所得250万円、40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯ということになると、何と6万2,213円も大幅値上げになってしまったわけです。さらに、この平成27年度も、また摂津市は値上げをしていますね。途中で補正も組んで、値上げ幅は抑えられたとは思いますがけれども。

大阪府下に、この法定軽減によって大きく値下げになっているそういう世帯がたくさんあるという中で、摂津市で値下げになったところは本当にわずかです。しかも、値下げ幅も小さいです。市は3億円の黒字を出している。これはどう考えても、やはり摂津市が累積赤字を解消するために値上げをして、市民にその負担をかぶせたとか言いようがないと思います。

細かい費目に入っていくと、またすごくややこしくなるので、もうそこは入りませんけれども、退職者医療とか、いろいろ事業の変更とかもありますけれども、でも、それに対しての手当は、前期高齢者の分であるとか、それなりに考えてつじつまが合うように行われてると思うんです。

今、国としては、都道府県化に向けてということもありますけれども、財政基盤もしっかり安定させるようにということで、新たな財源も国保に導入するということになっています。そういうことが、保険料の軽減に役に立っていない摂津市のあり方は、やはりおかしいと思うんです。ぜひ、そこについて、保険料値上げは必要なかったんだということをもう一度、きちっとそう認識をしておられるのか、今後とも、も

う保険料は値上げをせずに頑張れるかということをご答弁いただきたいと思いません。

○上村高義委員長 堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、増永委員のご質問にお答え申し上げます。

平成26年度、赤字が3億円解消できたということに関しまして、それが値上げをせずにできたのではないかというお問い合わせでございますけれども、私が国保財政を預かるようになりましたのは平成21年度ですけれども、21年度から一貫しておりますのは、累積赤字を消すための値上げはしないということでございます。26年度、累積赤字を大きく解消することができましたのは、これまで申し上げてます保険者努力が非常に大きいんですけれども、この保険者努力が大きなウェートを占めてきているわけなんです。

25年度に比べて26年度を下げた市がたくさんあるというお問い合わせもございましたけれども、25年度、本市の国保の料率につきましては、ほぼ府下最低、最も安い部類であったと認識をしております。それはなぜかといいますと、平成20年度に後期高齢者医療制度ができましたときに料率を設定しました。7億8,500万円の赤字ができました。それ以来、全く値上げをせずに今まで頑張ってきたと。その中で、平成25年度は値上げをしなかったために、大阪府下で最も安い料率になっていたと認識をしております。

これまで、私が申し上げました保険者努力によって累積赤字を解消するということを申し上げてきましたけれども、結局、保険者努力で生まれた収入が、実際には保険料据え置きに当たっていたということでございます。ですから、摂津市が保険料

の引き下げに努力しなかったということではなくて、平成25年度まで、保険者努力の分も全部つぎ込んで、保険料を抑制していたということでございます。

ただ、先ほどから申しておりますように、保険料に転嫁せずに、累積赤字を消しているこうとすれば、それは保険者努力分でもってするしかないわけでございますので、26年度につきましては保険者努力分は、もし26年度に特別調整交付金をもらえれば、それは赤字解消に充てさせていただくという予算を組ませていただいて、結果的に、国の特別調整交付金以外に、府の特別調整交付金はあるわけですが、そちらも非常に高得点をいただいて、思ったよりも収入が伸びたということもございます。保険者努力分でございますとやっておりましたけれども、実際には、それは全部、据え置きのために使わせていただいて、本来の赤字解消努力につながっていません。今年度、こういう形でさせていただいて、私たちの当初予想していた以上の効果があったと思っています。

といいますのは、保険料を改定しない市町村に対してはペナルティーがございまして、保険者努力を頑張っても、保険料を改定しないために、下げられていまして、例えば、国の特別調整交付金でも、ほとんどすれすれの位置でいただいていたと。26年度は保険料の改定をしたので、かなりの上位のところでいただいているというような状況がございまして。そういったことで、逆に、私どもが改めて気がついたのは、保険料の改定をすることによって、特別調整交付金が上がるということでございます。であれば、大きな意味で、それによって赤字が解消できれば、市民の方か

らいただいている法定外繰入も、減らせるわけでございますから、そういった努力もしていかなければいけないと思っております。

保険料の改定につきましては、収支均衡のために保険料率を組ませていただいているわけでございます。決して累積赤字を解消するために組んでいるわけではございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 済みません。累積赤字を、値上げをせずに解消できたんじゃないかということを知っているわけではありません。値上げをしなくても、単年度の赤字にならなかったのではないかと聞いているんです。それはそうだと思います。累積赤字をなくしていく方向でということをや前々からおっしゃってございましたけれども、累積赤字というのは、決してどこかに借金をしてお金を返せていないとかそういうことでもなければ、7億円あったときも、4億円になったときも、それによって摂津市が大きく財政的に何か問題があったということではなく、自転車操業といいますか、運転資金のようなもので回してきていた部分ですから、何が何でもこれを解消しなくてはならないということにはならないと思います。一般会計の繰り入れにしても、それがために摂津市が非常に大きな財政的な破綻を来すようなことが起きているかという、決してそうではなくて、一般会計の繰り入れをやることで、この国保のお金を、保険料を安く抑えるということ。今まで努力していただいているのは、十分私はわかっております。摂津市が大阪府下でもかなり安い保険料だったと、一番下だということのも何度も聞いておりますの

で、それは理解をしておりますけれども、だからこそ、その姿勢をずっと貫いて頑張ってもらいたいということを私たちは言ってきたわけです。

結局、一番しんどいところにしわ寄せが行くような、国保料を上げるということはそういうことなんです。もちろん、単身者の方とかで、この法定軽減がかかって、下がった方ももちろんいらっしゃいますけれども、先ほど言ったように、所得が200万で40歳以上、子ども2人、こういうご家庭というのは、やはりしんどいご家庭なんです。決して裕福ではないわけです。ここの保険料を引き上げていくということ、国ですら法定軽減をかけて下げようとしているときに、それを引き上げてしまうというのは、私はやってはいけないことだったと思います。

確かに、国が誘導策で、国保料を上げれば、ご褒美として交付金がふえるということはあるのかもしれませんが、けれども、そちらの道を選ぶのか、やはり市民の健康を守るためにある国民健康保険ですから、皆保険制度の下支えとしてあるわけですから、一番しんどいところにしわ寄せが行かないように、子育て世代にしわ寄せが行かないように、やはり保険料は上げないという姿勢を、今までとっていただいていたその姿勢をもう一回取り戻してほしいということをお願いしているわけです。

これでお答えを聞いても、きっとまた平行線になると思いますので、もうこれは要望としておきますけれども、今後とも、国民健康保険料の値上げをされないことを強く求めて終わります。

○上村高義委員長 増永委員の質問は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 それでは、大きく3点お尋ねしたいと思います。

先ほど、増永委員がいろいろと資料をつくっていただきまして、こういう形で時系列に並べれば、見やすいと思ったところもあるんですが、その中で、総論的にいえば、歳入面、歳出面にしても、当初予算と決算との乖離がほぼないということで、中身は多少ありますけれども、総論的には、ほぼ予算どおりにいったということで、その辺は、一定の評価ができるのかと思います。

そういう中で、先ほどからも議論がありましたけれども、この事業者の努力分とか、いろいろとありますし、これまでもずっと繰り上げ充用といいますか、そういう面では4億、5億という形で来てましたので、それが今回、少し減ったということもありますけれども、これを解消しようとするれば、やはり保険料を上げるというのも一つかもしれないし、また一般会計からの法定外繰入ということでいけば、解消できるのかと思うんで、国保財政からすれば、一般会計から少しでも欲しいとは思いますが、一般会計側からすれば、そういう繰り出しは待ってよということで、やりとりがいろいろとあるかとは思いますが、この特別会計というのは、歳出が一番主な基本ベースに置いておいて、そこからどれだけ収入があるかということになってくるのかと思いますので、一般会計と調整をしていただきたりしながら、今後の広域化ということも目の前にもありますので、その辺も踏まえて、取り組んでいただきたいと思えます。

その中で3点なんですが、1点目は、24ページでの委託料ですが、レセプト点検委託料が、決算で290万円ほどあるかと思えます。この金額は、昨年度の決算から

見れば、約倍ぐらいになっているのかと思いますし、この平成26年の当初予算からすれば、どうかと思いますので、その内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目が、同じ24ページの徴収費のところ、国民健康保険料等収納推進員賃金ということがあるかと思えます。これも、この徴収をされる方、確か私の記憶では、平成26年度の途中から3名から2名になったと思えます。いろいろと業務のやり方を変えとかいうことでされてこられたのかとは思いますが、この3名から2名になったことによって、いいことも悪いこともあったかと思うんで、その辺を報告願えたらと思えます。

3点目ですが、32ページのところ、後発医薬品普及促進委託料というのがあります。これも、決算から見れば、ほぼ予算どおりいったのかとは思いますが、昨年度の決算からすれば、少しふえていると思えますので、この辺が後発医薬品の普及について、いろいろと郵便で送っていただいたりとかしているとお聞きをしていますが、これは、医療費等少しでも削減になるようにということだと思えますが、数字でも、もし出てくれば、こういう効果があったかということがあれば、教えていただければと思えます。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、村上委員の3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、レセプト点検の委託料に関してでございます。

レセプト点検につきましては、ご承知のとおり、医療機関等からの診療報酬につきまして、ルールに基づき、適正に請求されているか、数か月単位で縦覧的な点検を行

いまして、疑義が発生したものについて再審査の申し出をさせていただくものがございます。

26年度、増額の要因でございますが、新たに医科のレセプト及び柔整の申請書に係る資格点検、資格確認処理というものがございます。これを新たに委託を行ったということになっております。委託項目をふやしたということで増額となっております。

続きまして、収納推進員についての状況です。業務の内容としましては、これまで集金人としていろいろと外に回っていたいていたんですけれども、26年度からは、主に内部の事務、職員とペアになりながら滞納処理の補助を行ったり、また夜間の電話窓口、そういった部分で納付いただいていない方に接触を図るといような、こういった業務を主にやっております。

続きまして、後発医薬品の状況、効果でございます。ジェネリックの効果につきましては、26年度は年3回通知させていただいてます。昨年、25年度までは2回でして、1回ふやさせていただいております。お送りさせていただいている対象としましては、ジェネリック医薬品に切りかえることによって、100円以上効果が発生する人につきまして送付させていただいてまして、送付件数で申しますと6,623件にお送りしております。

普及率で申しますと、26年度末時点で約37.6%の普及となっております。年間5%ずつぐらいふえてきている状況でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 ご答弁ありがとうございます。

初めのレセプト点検の件です。この委託業務がふえたということでの昨年からの増だとお聞きしておりますけれども、医療費の適正化ということで、いろいろと今、新聞等でも載っているようなこともございますので、しっかりとやっていく部分だとは思いますが。

その中で、この関連として、30ページのところで、このレセプト点検の事務嘱託員の賃金が計上されているんですが、この方の業務と委託の業務との関連というか、相違というのですか、その辺でご答弁をお願いしたいと思います。

徴収員の件です。現場で走っていただいていると思うので、この社会状況の中で、行かれる時間帯がさまざまであると思うんですが、これもしっかりと取り組んでいただければと思います。要望としておきます。

最後の後発医薬品の件、100円以上の差のある方に対して、郵送で送っているということでもありますので、郵送も一定のお金がかかるということもあります。この方がされたからといって、総論からいけば、そのまま100円が下がるということではなくて、この郵送料とか、事務手数料とかの差額分があるんだとは思いますが。これが、もう100円とかいうことではなくて、ほかにも1,000円とか、高額な方もおられるかもしれませんので、そういう意味では、しっかりとやり続けていくことが、大事だろうと思うんです。平成24年から、国保連合会の委託をされるということだったと思うんですが、しっかりと後発医薬品を推奨していくということが、私個人はいいことだと思いますし、それが医療費を下げるということになってきますし、ひいては、毎年、市民の皆様からいただく保

険料にも関係してくると思いますので、保険料の値上げを抑制するという間接的なものにもなるのかと思いますので、しっかりと取り組んでいていただければと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、2回目の質問です。レセプト点検とレセプト点検嘱託員との関係性というご質問でございます。

レセプト点検の委託料につきましては、医療機関からの請求が国保連合会に行きますので、それを連合会のほうで中身を審査していただいております。

そのような中、市役所で勤務していただいている嘱託員の役割でございますが、審査が終わった後、レセプトというのが市役所に、電子化になっておりますが、到着してまいります。その後、第三者行為ですとか、そういった部分で対象となるレセプトを抜き出して、連合会へ求償していただいたり、レセプトの資格の過誤の返戻となるようなもの、そういったものに対して抜き出して、返戻を連合会のほうにさせていただいたり、医療機関に対して、国保に請求いただいておりますけれども実は社保に請求していただくような方、こういった部分について医療機関とも調整、そういったものをしていただいております。中身としては、違った部分を担っていただいているということになっております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 このレセプト点検も大切なことだと思うんですが、連合会で1回点検をして、それがまた電子化で返ってきて、それを再度また抽出してということで、再チェックみたいな形になっているのかと思うんですが、こういう業務をどこか一

括してやっていくほうがいいんじゃないのかと思うんです。委託料も290万円ほど、賃金も230万円ほどかかっているということもありますので、そういう意味では、どこかで、1か所で集中して、電子化がかなり進んでいるということもありますので、そういう技術をしっかりと活用して、二重、三重のチェックは必要かもわかりませんが、それがどこか一つで、しっかりとやっていくということが大切なことと思うので、その点はまた今後も、他市のこともありますし、検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、歳出の決算概要の204ページに、保健施設事業というのがあって、そこに若年者健診委託料というのがあります。予算現額で233万円で、決算額が154万152円ということで、残額が78万9,848円でありますけれども、この若年者健診委託の中身と、執行が約3分の2ということで、3分の1ほどの残額になっておりますけれども、なぜであるかということをお教えいただきたいと思っております。

先ほど、増永委員から資料をいただいて、保険給付費の増が、まさしく国保財政と比例している状況になっておまして、摂津市の国保の平成26年度事業実績の中で、診療費、一般・退職ということになってますけれども、見てみますと、平成22年度から26年度まで書かれており、区分として入院、入院外、歯科とあって、やはり入院も、入院外も、歯科も件数はふえていますけれども、1件当たり、1人当たりの費用、歯科では、平成22年度では1件当たりの費用が1万5,732円、平成26年

度は1万4,759円ということで、1件当たりの費用額は下がっています。1人当たりの費用額というのも平成22年度が2万4,768円で、平成26年度が2万5,831円と、800円程度の増ということであります。入院外ですけれども、1件当たりの費用が、平成22年度が1万4,136円、平成26年度が1万4,770円ですから、約600円ですか、1人当たりの費用が10万4,947円から11万7,779円ということで、これは1万3,000円ほど増になっていまして、しかしながら、この入院のところを見ますと、平成22年度が、1件当たりが53万5,633円で、平成26年度が60万3,725円と、1件当たり約7万円の費用が増になっています。1人当たりの金額も、22年が11万850円から、26年は13万7,620円ですから、2万7,000円ほど増となってまして、高齢者時代ですから、件数がふえていくのはよく理解をします。しかしながら、この歯科、入院外というのは、ほぼ横ばいですが、入院の金額というのが、1件当たりの費用と1人当たりの費用が、かなり増となっておりますけれども、その点、担当としてはどのように増の要因を考えておられるのか、説明をいただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、森西委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、若年者健診委託料についてでございます。

内容につきましては、40歳未満の方、40歳以上の方につきましては特定健診の対象となりますので、40歳未満の方に早期の健診、早期に健診を受けていただいて、生活習慣病予防をしていただくとい

うものでございます。

実績としまして、26年度は195名受診されております。ご案内については、30歳以上の方に、はがきのご案内をさせていただいておるんですが、実際、25年と比較しますと、25年度330名受けていただいておりまして、約130名ほど減少となっております。こちらの原因については、分析はいたしておりませんが、勧奨のあり方等を見直ししながら、若年者健診も受けていただくように、今後働きかけをしていきたいと考えております。

続きまして、給付費の増の部分でございます。委員、おっしゃるように、入院につきましては、非常に伸びが大きい状況でございます。これにつきましても、26年度からKDBシステムというものを導入いたしまして、今現時点で、データヘルス計画、27年度策定に今とりかかっているとございまして。

そのような中で見ておりましても、摂津市の特徴、同規模保険者と比較して摂津市がどういう状況なのかといった部分が、KDBシステムの中で見られたりします。見ておりますと、摂津市に関して、やはり他の同規模保険者と比べたら、入院費用の割合が高いという結果が出ております。この辺につきましても、もう少し細かな分析も必要であるとは思いますが、大きな特徴としまして、慢性腎不全の割合が高いと。慢性腎不全に関しましては、医療費が1件当たり高くかかります。そういった部分がふえておるといところです。こういった部分が影響しているのではないかと。

今年度におきましては、そういったところに着目しまして、重症化予防ということで、新たに保健指導を今後していく予定と

なっておりますので、データヘルス計画に基づいて、こういった部分を細かに分析して取り組んでいきたいと考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 若年者の健診についてはご説明いただいて、人数が減ったということでもありますけれども、これから国立循環器病研究センターも来ますけれども、予防という観点で、摂津市も一緒に取り組んでいこうということでもありますから、やはり健診も年齢の若いときから受けるような、そういう習慣を身につけていくということが、健康につながっていくのではないかとはい思いますので、そういう観点から言いますと、若年の方にも健診を多く受けていただいて、日ごろから自分の体に気をつけるという習慣をつけていただくような施策をぜひともとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、入院分の増に関してご説明いただきましたけれども、慢性腎不全の方が多くおられるということですが、それは医療機関にかかりやすい地域であるということであるのか、北摂であれば、そう変化はないと思うんですけれども、北摂で同じような状況になっているのか、大阪府で見てそうなのか、全国的に見てのご答弁なのか、その辺を教えてくださいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 慢性腎不全に関しましては、かなり医療費が高いということで、生活習慣病予防というところで特定健診がございますが、これは、もう最終的に慢性腎不全に至らないように行っておるものがございます。摂津市が特別多いのかといいますと、これは大阪府、国において多い状況ではございます。ただ、先ほども申しましたように、同規模の保険者で見た

ときに、摂津市は多いほうになっておるといのが、今回、KDBシステムの中で出てきておりますので、課題としては、捉える疾病としては、全国同じ課題の疾病ではございますが、中でも、摂津市は少し割合が多いというところで、今後ふえないよう保健指導を充実させていくことが課題と考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 安田課長からご答弁いただいたんですけれども、やはり、まず一人一人の多額な入院医療を抑制していくのが、大事だろうと思っておりますので、それが保険給付の抑制につながっていくということになるかと思っております。なかなか年齢が高齢化していくと、対象者というか、病院にかかられる方というのは、自然に、比例的にはふえていくとは思っておりますので、その点は、極力病院にかからないようにする施策として考えていかなければならないでしょうけれども、その点はなかなか難しいところだと思っておりますので、1件当たり、1人当たりの入院費用を抑制するように、ぜひとも対策、対応をとっていただきますように、よろしく願いしたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

引き続き、認定第8号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者医療特別会計の質問をさせていただきます。

この後期高齢者の医療制度に、今どれぐ

らいの方がいらっしゃるのか、そして、この方々、年金が少なくなっている中で、保険料の滞納も出てきているかと思うんですけども、資格証の発行であるとか、それから短期証の発行、また滞納処分として、財産調査や差し押さえ、換価などを行っておられるのか、それをまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、保険料の軽減措置が行われていると思うんですけども、それも具体的な中身と、どれぐらいの方が受けておられるのか、それも教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、1点目のご質問の被保険者の人数でございます。

被保険者の方につきましては、7,961名となっております。

続いて、資格証、短期証、財産調査の件数でございます。

資格証につきましては発行いたしておりませんので、ゼロ件となっております。短期証の交付件数でございますが、件数としましては17件、年度末現在で発行しております。財産調査、差し押さえの件数で、滞納処分の件数でございますが、26年度1件、差し押さえを執行させていただいております。

続いて、軽減措置の内容でございます。

軽減につきましては、まず、7割、5割、2割の法定軽減の件数でご説明させていただきます。

こちら10月20日、基盤安定ということで、ちょうど国の補助金の算定の対象となる日付の人数でございますが、7割軽減の方が3,273人、5割軽減の方が544人、2割軽減の方が593人、5割軽減の中でも旧の被扶養者であった方ですね、

社保の扶養であった方、こちらにつきましては252人、合計で4,662人が軽減の対象となっております。

後期高齢につきましても軽減の拡充ということで5割と2割の拡充がございましたので、昨年度で言いますと3,990人であったのが4,662人になっておられますので、軽減対象者は増加いたしております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 特例軽減の部分も教えていただきたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 特例軽減の方の人数でございます。平成26年度、9割軽減の方になります。1,715人となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者の医療制度ですけれども、医療費も上がっておりますし、保険料もだんだんと上がってきてると思います。年金はますます目減りをして、本当に高齢者の方々は大変だと。先ほども森西委員が重症化にならないように、入院で大きなお金がかからないように、件数はふえながらも軽い段階で早く見つけて、早く治療してということだと思っておりますけど、私も本当にそのとおりだと思うんですが、やっぱり自分の医療費を捻出できない高齢者の方々、いろいろ症状は出てるんだけども病院に行かずに我慢してるという方々、結局は救急車で搬送されるまで我慢してしまわれるというのも私の周りでも見聞きをいたします。保険料を払うがために生活費が少なくなると医療費が捻出できない、これはもう本末転倒だと思いますので、後期高齢者の保険料というのは撰

津市が決めてるわけではないと思うんですけども、ぜひそこが上がらないようにということで声を上げていただきたいと思いますし、滞納が発生することについてもやはりその方だけの責任ではない、一生懸命働こうと思っても後期高齢者ですので、収入をふやすというわけにもいかないわけですから、できるだけ儉約をしながら頑張ってると思うんですけども、その滞納者に対してひどいやり方をするというのは間違ってると思います。

短期証を発行されてるということですけども、その短期証の期限が切れる前にやはりお手元にちゃんと保険証を送っていただきたいと思いますし、資格証はそもそも資格証の制度ができたときから75歳以上というのは摂津市の場合、外されてたと思うんです。ここは発行しないようにしていただきたいと。今、それを頑張ってくださいってということで引き続きお願いします。

差し押さえの1件、これはどういう事情なのかわかりませんが、1件ですので個人情報の問題があるのかもしれませんが、ひどい形になっていないとは思っておりますので、ぜひこれについても差し押さえが広がるようなことのないようにお願いしたいと思います。

今、法定軽減が広がったということですけども、この特例軽減を廃止していくということが政府で行われるということを知っています。ある方は金額が3倍ぐらい、年金額が4万9,500円ぐらいの方ですと今の年額4,240円が1万2,720円。また、先ほど扶養の方ということもありましたけれども、息子の扶養で6万4,400円の方が、5,650円の金額が5万6,500円まで10倍に上がるという

ようなケースもあり得るという試算も出ています。摂津市の場合、本当にそういう状態になる方が一体どれぐらいあるのかこれからきちっと把握もしていただいて、ぜひそういう方々に対しての施策というのですか、本来ならば摂津市で軽減措置がとれば一番いいとは思いますが、なかなかそれは難しいかもしれませんが、ぜひそこのご家庭の事情に寄り添って対応していただきたいと思いますので、これは要望としておきます。

○上村高義委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時48分 休憩)

(午後1時51分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第7号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険特別会計の質問をさせていただきます。

歳出で介護サービスと介護予防サービスの両方で住宅改修があると思うんですけども、介護サービスでは少なくても介護予防サービスでは多いんですけどもこの住宅改修はどんなふうになつているのかということをお教えください。かがやきプランでの予想額と比べるとこれもかなり少ないと思いますので、住宅改修について教えてください。

それと地域密着型サービスですね、第5期のかがやきプランと比べてどうなのか、それぞれの事業ごとに教えてください。

いろいろと第5期のかがやきプランの

中でも、この地域密着型サービスについて、今までも議論をしてきたと思うんですが、第6期のかがやきプランはこれがどのようになっていくのか、見通しがわかれば教えていただきたいと思います。

それから基金ですけれども、基金が非常に大きく積み上がってると思います。この平成26年度末ですね、第5期の最後の金額が幾らに積み上がってるのか。それから、それが今後どうなっていくのか教えていただきたいと思います。

それから、介護予防サービス給付費、これはふえてると思うんですが、デイサービス、ホームヘルプサービス、介護予防で利用されてる方々がどれぐらいいらっしゃるのか、要支援の方々ですね、教えていただきたいと思います。

それから施設の入居者、これはどれぐらいいてるのか。それから特養の待機者ですね、これも教えてください。特養の待機者、要介護3以上の方、1、2の方もいらっしゃると思うので、それぞれ分けて数を教えていただけたらと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委員の質問にご答弁申し上げます。

まず住宅改修につきましては、介護保険制度の中で介護の方1から5の方と要支援1、2の方の住宅改修があるわけですが、実績としまして本年は300件台に乗りまして、当初より順調となっております。介護認定を受けられた方が在宅で生活する観点から手すり等の工事が中心、また敷居を調整しまして段差の改修という形で、在宅で快適というよりもスムーズな生活ができるようにと、そういう改修が非常に目立ってきております。

また要支援者の予算につきましては、要

支援者の枠はもとから小さくなって、要介護の方がたくさん利用されるだろうという想定でしておりますが、実際に最近の傾向としましては認定を受けて在宅で長く生活していただくという国の制度、私どもの制度も含めてそういうスタンスですので、そういう方の申請がふえてきたという形で要支援者の枠が不足しまして一部充当して対応したという状況になっております。

地域密着型のサービスにつきましては、本市におきましては24時間対応型のヘルパーの派遣を行います定期巡回型、また認知症の方が住まいをされるグループホーム等、また認知症の方の通所のデイサービス、それと小規模特養が地域密着型として市町村指導のもとに活動してもらおうという形で地域密着型のサービスがございます。

これにつきましても、昨今、業種といましようか種目がどんどんふえてきておりまして、今後も国の制度改正で市町村が行っていく事業として、この地域密着型での事業所指定がどんどんふえてきますので、今後もこの項目については非常にふえていく状況でございます。

施設の利用としましては延べ5,377件、月平均で448件の利用となっております。

またデイ、ヘルパー等の予防につきましては43名、介護の方につきましては1,762名の方がこういうデイとかヘルパーの利用をされてる状況でございます。

次に第6期の見通しというところにつきましてご答弁申し上げます。

第5期の3年間が終わりまして、第6期の27年度に入っております。特に平成24年度、25年度、26年度の第5期にお

きましては、地域での介護という形に重点が置かれまして、これに基づいて第5期では26年度後半で取り組みを強化してまいりました。次に27年度、今ですけれども6期の中では特にこの地域の高齢者の見守りという観点から予防事業も含めて精力的に進めていきたいと思っておりますことから、こちらの給付が増加していくという状況で考えております。

次に基金の話ですけれども、介護保険制度は、給付費の差分につきましては国、府の基金等を精算して残りを基金に積んで、次期計画で全額を繰り入れしまして、介護保険料に充当して次期介護保険料を一定引き下げするという使い方で活用しております。

この26年度の初めといいましょうか、27年の3月末の段階で1億6,332万円の基金がございました。今回9月の補正をさせていただきまして、26年度の収支の差分を国、府基金等、また一般会計にお返しをして残り差分が1億395万円ほどの余剰金となりました。これを積み上げまして、先の話になりますけれども27年度末にはおおむね2億8,000万円ぐらいの基金の積み上げになるかと思えます。

ただ、この26年度におきましても余剰金は出ておりますけれども、平成26年度当初に7,000万円ほどの基金を取り崩して特別会計に入れて、その収支も含めて差分が1億3,000万円ぐらいという金額が出ておりますので、実質ふえた額と言われますと1億3,000万円が余剰金ではなくて当初繰り入れた分がありますので、その差分が増という形になっております。

また、この来年28年3月の話になりますけれども、見込み額の2億8,000万円

の基金残高が多いのではないかというお話かと思えますけれども、まず基金につきましては介護保険制度が始まりました平成12年、13年のときを見ますと、13年時点では給付額に対して基金残が約5%台ありました。その後、一時期は基金がゼロになるというときもございまして、今現在で大体3%台を維持している状況です。確かに金額的には億単位になっておりますけれども、給付費が当初13億から現在45億に膨れ上がっておりますので、分母自体が大きくなっております。

そうしたことから、この2億8,000万円ほどの基金が積み上がったとしても、給付費に対しての割合はどれぐらいかといいますと5%台という形で、当初の13年ごろの状況に何とか維持できてるという状況ですので非常にたくさんの財源があるというわけではございません。

また、本市の基金につきましては、平成24年の段階ですけれども府下では30番目という状況で、以前から基金が非常に少ない自治体となっておりますので、この金額が積み上がったとしても中ほどぐらいへの上昇ではなかろうかと考えております。また、この数字につきましては、新たに決算が出た折には基金での府下における本市の数値をお示ししたいと考えております。

次に、待機者につきましてご答弁申し上げます。

介護保険制度が改正されまして、この27年4月からは要介護3以上の方が特養の入所申し込みができるように改正されました。それまでは要介護1から、入れるという制度でありまして、直近の状況によりますと待機者は、まず府の基準で言いますと、要介護3以上の介護が必要な方とい

う形で計算しますと摂津市では84名の方が待機者となっております。また、特に緊急性、必要性がある方ではうち59名となっております。ただ、本市としましては、長い間特養に申し込みをされてきて、いきなり制度が変わったということで1、2の方が待機されて、急に3以上しか入れないということがないように、私どもとしましては一定、要介護1、2の方でも申し込みができるよう施設と協力して特例の受付対応しております。そうしたことから介護2の方が12名、介護1の方が3名、合計15名の方の受け付けをしております。

また、入所の時点の入所判定委員会におきましては、その中で介護2の方が一定の理由があるということで、例えば認知症の症状をお持ちで家族介護ができないとか、そういう要件を勘案した中、4の方が本市の特養に入らせていただいております。

こういう取り組みをしながら、段階的に徐々に要介護3以上の方が入れる施設というスタンスで進めてまいりますが、特例としてこういう取り組みも継続していく状況です。

次に介護保険全体の中で、ヘルパーやデイの居宅サービスの利用者分としてどれぐらいの方がおられるのかにつきましてご答弁申し上げます。

まず、予防の方につきましては延べですけども2万678名、介護の方で5万7,062名の利用となっております。月平均でしますと予防の方が1,723名、介護の方で月4,755名のご利用があるという状況でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 住宅改修ですが、やはりおうちでしっかりと暮らしていけるため

に改修をされる方がふえているということで、これはしっかりと支援をしていただきたいと思います。

地域密着型ですけども、いろいろとメニューが第5期のかがやきプランでは上がっていたけれども整備がなかなか進んでなくて、最後の年度になってから進んだようなところもあると思います。

その中で先ほどおっしゃってた24時間、定期巡回・随時対応型訪問介護看護ということですか、これが今どういう状況なのか。前にお聞きしたときはスタートしたばかりで利用者数も少なかったと思うんですけども、これがどんなふうに展開されているのか教えていただきたいと思います。

それから基金の問題ですけど、今言ったようなこともあってこの第5期では計画は立てていたけれども、それについて施設の整備であるとかそういうことがおくれで基金が予定よりも積み上がったんだというご説明をしていただいたと思うんです。

第4期の最後に基金は8,000万円ほど積み上がってましたけども、市長もこの8,000万円全部取り崩して第5期の保険料を安くするんだとおっしゃってました。実際取り崩しはされたわけですけど、取り崩した以上の金額がまた基金のほうへ積み上がった結果、今おっしゃっていただいたように平成26年度の末には約1億6,000万円ぐらいですか、第4期の最後と比べると2倍に基金がふえたということになりますね。

確かに給付費はふえています。パーセントということでいえばそんなに大きくないというお話だったと思うんですけども、これからも給付費はやっぱり人数も高齢

者の方ふえるわけですから、ふえていくことになると思うんですけれども、高齢者の方からすると本当に介護保険料というのは高いんです。しかも年金から天引きされてしまうので、有無を言わずとられてしまって自分の生活費に使えるお金がすごく少なくなるという状況が起きてきているわけです。この介護保険料は、もう本当にどんどん、うなぎ登りに上がっていていますよね。これから先もますます上がるであろうというような試算も出ておりません。

そういう中で、やはり介護保険の基金がどんどん積み上がるということについて非常に疑問が大きい。そんなに大きく残さなければ回っていかないのかといえば、第5期を見れば毎年積み上がった感じがすよね。どこかで使ったということではなくて、3年間かけてさらに積み上がったということになって、平成27年の終わりには新しい第6期の最初ということもあるんでしょうけれども、それにしても大きな金額がまた1億ぐらい積み上がるとお聞きしていますので、本当に基金をため込むことよりも高齢者の皆さんの介護保険料をできるだけ安くするというをまずは念頭に置いていただいて、また第6期が終わるころに同じようなこととお話しせなあかんようなことにならないようにしっかりと介護保険料引き下げのためにどうするかということを考えていただきたいと思います。

デイサービスやホームヘルプサービスですが、これを利用されている要支援の方もたくさんいらっしゃるということです。

これからこのデイサービス、ホームヘルプサービスの要支援分が新総合事業に移行ということになっていくと思うんです

けれども、これは利用者の方にとっても非常に不安がありますけれども、事業所も非常に不安に思っているということを伺っています。

介護報酬が引き下がったことで全国的には介護事業所が閉鎖をしていったりとか、撤退していくところがたくさんふえてきているということも、今までの介護市場始まって以来の数やとも聞いています。

摂津市の事業所、どんな状況なのかぜひ教えてください。新総合事業に移行するに当たっての不安の声というようなものが摂津市の事業所からはないのか、どうやってそこに情報提供してるのか教えていただきたいと思います。

それから施設の入居ということもなかなか厳しいと、特養は特に待機者がたくさんあるということで、しかも3以上でないとあかんということを制度として始めております。でも、摂津市はその中でも要介護1、2の方に対しても門戸を閉ざすのではなく、状況に応じて入所ができるように考えていただいているということですので、これはこの先も要介護1、2であっても必要な方はやはりいらっしゃると思うんです。ここはしっかりと門戸を閉ざすことなく対応していただきたいと、これは要望としておきますのでよろしくお願ひします。

そういう施設がなかなか入れないという中で、サービス付き高齢者住宅というようなものも最近できております。摂津市は、近隣市と比べて多いといことも聞いておりますので、どれぐらいあるのか、またそこで何人ぐらい入居してるのか、実態をつかんでおられるのかどうか、これもお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、1問目の質問の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の状況につきまして申し上げます。

これにつきましては平成26年12月1日に、本市では初めて、24時間何かありましたら在宅のほうに走っていただきなり連絡をとって、適宜必要なヘルパーの派遣であったりとか看護師が訪問するという手だてを講じていただく事業所の指定を行い、24時間ひかりケアセンターという名称で老健ひかり内に設置をされまして、順調に運営していただいております。

実績としましては、現在7名の方がご利用されておられます。直接その方から聞き取ったわけではないですが、この24時間の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事務所につきましては市の指定になりますので、これは地域密着型といたしまして市の指定権限になりますので、その運営状態、また運営委員会の参画もさせていただいておりますので、その情報をお聞きしてる中、利用者にとっては夜でも、極端に言いますと夜中でも対応していただけるということで非常に安心できるという事業と評価をいただいております。ただ、実際運営をしましたら、どちらかというとな夜中の緊急よりもやっぱり寝る前であったりとか朝の対応の連絡が多いという状況を聞いております。

次に、保険料の件につきましてご答弁申し上げます。

介護保険制度は、市民の方が認定を受けられて介護サービスを使われますと給付費がふえます。その給付費の法定分を1号被保険者、65歳以上の方でご負担していただくという根本的な制度がありますので、介護サービスをたくさん利用されればされるほど保険料は上がってしまうとい

う形のものでございます。

先ほど基金の話もありましたけども、保険料をいただいて余剰といたしまししょうか、給付から差分として残りました財源につきましては、基金に積み増ししまして、それを次期計画のほうに全額おろしてきて、給付費の財源に充てるという形で1号被保険者の保険料の低減を進めております。

本市におきましては府下でいいますと12番目に安い介護保険料の自治体ということで、今後におきましてもできるだけ伸び率が上がらないようなことも含めまして介護予防には取り組んでいきたいと考えております。

次に事業所への周知の件ですが、介護保険制度が大きく変わりますと、要支援者の方につきましては市町村のほうで予防事業を構築していく流れになります。先ほど申し上げられましたようにヘルパーの派遣、また、デイサービスというものにつきましては市町村の指定で要支援者に対応していくということで大きく変わります。事業者のほうも非常に先を心配しておられますので、先般、通所部会の方一同に説明会をさせていただきました。10月5日の月曜日の話かと思っておりますけども、事業者からの思いであるとか今後の心配なところ等のお話もいただき、また書面でもいただく中、市としましてはできるだけ専門的なサービスは専門家によるサービスが一番適正と考えておりますので、また一方、地域での見守りを中心とした簡易なサービスにつきましては、地域のご協力を得ながら構築していきたいというスタンスに立っております。

ですから、事業所につきましては予防の事業の介護報酬も引き下げとなっている現状も考えながら、独自で事業を組むにし

まして報酬等につきましては北摂の自治体と連携しながら、特に摂津市だけが安くて事業所が困ったりすることのないよう北摂で足並みをそろえながらしていきたいという考えで、今後も北摂の自治体とは連携していきたいと考えております。

次にサービス付き高齢者住宅の件ですが、サービス付き高齢者住宅につきましては現在7施設225名の受け入れができる施設が構築されています。

これにつきましては、本市におきましては非常に小さな町でありながら整備が進んでるといってもありまして、茨木市でしたら同時期では10件、高槻市では9件ということでほぼ肩を並べたような状況でございます。ただ、サービス付き高齢者住宅として高齢者の見守りを適正にしていれば非常にありがたいことなんですけれども、やはり福祉から育ってきた方が経営するとは限りません。土地の運用という概念から参入されてるところもあります。

そうしたことから、より福祉的な観点を、事業運営者に身につけていただくためにサービス付き高齢者住宅とは連携または指導しながらよりよい介護をしていただくように努めているところです。

26年度には1件、市内のサービス付き高齢者住宅で私どもが訪問するといいましょうか、状況を確認していく事例が1件ありました。

これにつきましては、介護サービスの提供の仕方が入所者目線でないという形の話でありましたので、現場を確認することで立ち入りの調査といいましょうか、現場を見させてもらうという行動をさせていただきました。

私どもに権限がありませんでしたので、

大阪府と連携しながら一緒に行動をしております。こういうことも行いながら、サービス付き高齢者住宅につきましては、よりよいサービスを提供してもらって、特に施設サービスというのは閉鎖的な部分がありますので、外部の方から見えないというところがあり、そういうところを私どもができるだけオープンにしていって、市民の方が選んでいただけるようなサービス付き高齢者住宅の資質に努めていきたいと思っておりますので、これにつきましては今後とも精力的に注視していく必要がある重要な課題と認識しております。

○上村高義委員長 増永和委員。

○増永和起委員 24時間見守りをしていただける安心感があるというお話で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスが始まっているということでした。

しかし、7名のご利用というのは摂津市全体から見ると非常に少ないのではないかと思います。これは、施設に入らなくても在宅でしっかりとした安心感やきちんとしたケアをしてもらえると。在宅で施設にかわるものとしてといううたい文句で始まっている制度だと思えるんですけども、それが始まったにもかかわらず利用者は7名ということでは、やはりなかなか施設のかわりの受け皿として、ここがあるから大丈夫ということにはならないのではないかと思います。

先ほどの特養の待機者の問題なんかもありますし、サービス付き高齢者住宅がふえてはいるけれども、その中身についてはいろいろと不安な部分もあるとお話を伺いました。

今、摂津市では1件あったということですけども、全国的にはこの高齢者のサービス付き高齢者住宅ですね、問題がさまざま

まああるということでニュースになったり指摘もされたりしているところだと思いますので、本当にそこに入居しておられる方々が安心して老後の生活を過ごせるようなそういうサービスが提供できてるのか、きちんとやっぱりそこは確認をぜひしていただきたいと思いますし、これがたくさんできてから摂津市の高齢者の生活が一定大丈夫なんだということにはならないと思いますので、やはりいろんな形で施設の整備もぜひ行っていただきたいと思います。

基金の問題ですね。やはり、ある程度の基金がないと不安だというようなことなのかとお話を聞いて思うんですけども、しかし、おっしゃってるように、プランを立ててその中で使っていくって、そして余った分が基金としてたまたま積み上がったんだということでしたらそれはそういうこともあるのかと思うんですけども、基金先にありきで介護保険料が引き上がるというのはこれはおかしい話だと思うんです。これは、そうしようと思ってるか思っていないかだけではなくて、実際にちゃんとその基金が最初に積み上がった後もでしっかり使っていくって、最終的にはその基金を使い切ったその期が終わるとというのが正常な形だと思いますので、ぜひそうやっていただきたいですし、第7期を考えるとときには、そこをしっかりと踏まえて介護保険料が上がらないようにすることをぜひ頑張ってもらいたいと思います。

事業所の問題ですね。大阪社会保障推進協議会というところが大阪府下の事業所を対象にアンケートをとってはるんですけども、回答事業所の利用者の約2割が要支援1、2の方だということなんです。この方々が新総合事業にデイサービスや

ホームヘルプサービスが移行した場合、事業所は70%の報酬が下がって経営困難になるのではないかということのを非常に心配しておられて、そうなったらもう撤退しかないという回答をされてる方もやはり幾つかあると出ています。

今、お話では事業所がしっかりと運営がやっていけるように利用者とも連携をとって、専門的なサービスは報酬を引き下げることなくきちんと新総合事業でも事業所をお願いしていくということを課長は考えていただいているんだと思いますので、ぜひその姿勢をしっかりと崩さずに、事業所がなくなるということは要支援の方々だけではなく、これから先々の高齢者の生活の安定というところで受け皿がなくなってしまうわけですから、本当に大変なことだと思いますので、しっかりと市のほうで、そういう考え方で事業所とも連携をとりながらやっていただきたいと思います。

○上村高義委員長 増永委員の質問は終わりました。

ほかにございますか。

村上委員。

○村上英明委員 この平成26年度ということで、この第5期の3か年の最終年度でありまして、先ほど来も保険料等々の話もございました。一般的に言えば、3か年の初年度で黒字になって、2年目を同じぐらいにして、3年目がその1年目の黒字になった分を使っていくというような流れで、3か年で収支均衡というのが基本的なベースなのかと思ってるんですが、今回は基金が積み上がったということでありまして、それは3か年という一つのスパンの中で、同じ保険料をいただくということで、スパン的にはどうなのかなと。単年度でいけば、そこそこ収支均衡になりつつあると

どうか縮まっていくのかと思うのですが、3か年でいきますので、多少なりのデコボコといますか、あるのかと思っています。

たまたま、今回、黒字になったということでもありますので、それを、次の第6期ということで、この平成27年度から始まっていますけれども、そういう中でしっかりと運用していくとか、使っていくとか、使う方がいいのか、悪いのかというところもあるのですが、しっかりと運用していただければと思います。

私も、1点だけお尋ねしたいのですけれども、介護を必要とする方には、先ほど、施設なり、居宅なりということで、それなりの対応をしていかななくてはいけないと思うのですが、やはり、介護にならないというのが、1番ポイントなのかと思っています。

要は介護予防、これをしっかりとどう取り組んでいくかということ、この介護の保険料、収支に影響してくるということで、お聞きしたいのですが、134ページの地域支援事業で介護予防普及啓発委託料というのが計上されています。

これも、昨年度よりも、若干増額になっているというようなことかと思うのですが、どういう内容であったのかということ、決算を踏まえて、どういう介護予防の啓発ができたのかという認識について、お尋ねをしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 まず、介護保険につきましても、村上委員がおっしゃるよう、介護の予防推進することによって、保険料の引き下げとか、上がらないようにする効果もありますので、私どもとしては、2025年を乗り切るに当たっては、

非常に大切な課題と認識をしております。

特に、高齢者が在宅で自立した生活を営んでいただくためには、私どもができることというのは、やっぱり、介護予防に全力を取り組みまして、少しでも介護にかからないように、また、介護を利用するようになったとしても、重篤にならないように、そういう取り組みは、常々していく必要があると考えております。

今回、ご質問の介護予防事業につきましては、平成26年度で申し上げますと、介護保険の啓発事業といたしまして、複数あります。

特に、11月は、介護の日ということで、イベントでの周知啓発を担当課と事業所連絡会、また、認知症のボランティアの方、また、介護者家族の会と連携しまして、介護の大切さを踏まえて、普及啓発に努めている事業と、また、認知症の予防の認識を高めていくということで、介護予防啓発事業としまして、各種講座を開催する取り組みを行っております。

また、もう一つ、介護予防の大きな視点としましては、体を動かしていくという観点があります。私どもとしては、健康づくりグループが、非常に活躍していただいております、その方々のご努力によりまして、地域の小さな団体にも声をかけていただくなどしまして、摂津市の体操であるとか、介護予防の体操、また、トレーニングの仕方とかを教えていただくという、非常に頼りになる団体がおられますので、そういう団体への支援を事業として展開しております。

また、会員がたくさんおられます老人クラブのご協力により、体力測定を実施し、実際にその方が何ができるかというところを斟酌する物差しとしまして、一般の方

も含めて、会員の方だけではなくて、体力測定ができるように、本市としても、委託料という形で経済支援しまして、取り組みをしていただいております。

300名を超える方が、受けていただいていることを認識しております。

また、一方では、まちかどデイハウスが、千里丘東にございますので、介護保険を受けていない方へのデイサービス等を提供しながら、より介護保険を使わなくても自立ができるような事業展開をしている事業が、介護予防の事業でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 介護にならないようにということで、予防活動、先ほど、ボランティアの方とか、啓発する事業であるとか、イベントを開催するとか、いろいろされていると思うのですけれども、やはり、介護状態にならないということについては、健康面であるとか、スポーツの面とか、仕事の面とかいうことで、さまざまなことをやっていくところに、この介護予防というのが、さらに広がりを見せるのではないのかと思うのです。

なので、介護ということで、一つの担当課ということで、あれやろか、これやろかとかいろいろとあるかとは思いますが、やはり、もっと幅広く見ていって、例えば、隣の保健福祉課のウォーキング関係とか、また、産業振興課と連携して、シルバーとかを通じて素人の高齢の方にもできるような仕事を見つけていくとか、教育委員会と連携をとって、朝夕の子どもの見守り関係にもご協力いただくとか、スポーツでもやっていくとか、市全体で取り組んでいくところに、この介護予防の幅というか、深さが広がっていくのではないかと思うのです。

僕自身も、もう10年足らずすれば、1号被保険者となってきます。介護予防という観点では、地域の中でも、いろいろと近隣の声かけをしていきながら、介護予防をされているということもあって、私の近くの人なんかは日の出とともに家を出ていって、昼前に帰ってくるのです。どこまでいくのかといったら、万博ずっと外周まで歩いて帰ってくるとかいうことで、これが、わしの午前中の仕事なんやとかいうて、そうされているとか、また、地域の行事関係、市民体育祭等もございましたけれども、そういう中でも、年やからええわという人なんかでも、予防になるのだから出ておいでやという感じで声かけをしていきながら、参加者を募っているような、そういう面もあるので、そういう意味では、このスポーツ関係もそうですし、また、健康関係もそうなので、教育委員会とか、いろいろと部課を越えていきながら、介護予防に取り組んでいくということが、これから知恵も出していってほしいと思いますので、その点を要望して、私は質問を終わりたいと思います。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 それでは、決算概要の250ページですけれども、増永委員の質問もありましたけれども、地域介護・福祉空間整備事業と、その下に介護基盤緊急整備等特別対策事業で、地域密着型サービス事業所の開設準備費助成ということですが、これは、恐らく、今、ご説明いただいた24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護の施設だと思っておりますけれども、決算で出ていましたように、残額がかなり生じております、執行率も低い状況になって

おりまして、かがやきプランの中で、事業を進めていこうということでしたが、平成26年度中でなされていなかったということがあると思いますけれども、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

254ページですけれども、審査支払事業、支払手数料ですけれども、国保連合会による介護報酬請求明細書の審査及び支払いに係る経費ということですが、執行率が、43.1%ですけれども、この執行率の低さの中身を教えてくださいたいと思います。

256ページですが、高齢者権利擁護事業、成年後見人制度の利用助成費ですけれども、予算現額は168万円で、決算が76万7,838円と、残額が91万2,162円ということで、恐らく、残額が多いということは、多く予算をとっていたけれども、それだけの件数がなかったということであろうと思うのですけれども、その中身、件数を教えてくださいたいと思います。

先ほど、増永委員が質問されましたサービス付き高齢者向け住宅、これは、国土交通省の所管です。これは、厚生労働省ではないのですけれども、先ほども、市と府で立ち入りをされたということでもありますけれども、この点の連携、情報の共有というのは、どうされているのか。

それと、かがやきプランの中で、恐らく、サービス付き高齢者向けの住宅というのが中に入っていないと思うのです。市の計画の中に、そういうものが盛り込まれてなくて、大阪府のほうで指定をされて、それが、つくられていくと、対象者が、居住されてふえていくということ、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと併せて、市で指定をするところと、

府で指定をされる事業があると思うのですけれども、それを教えていただきたいと思います。例えば、特養とか老健でしたら、開設するときに市の意見書をつけて府に出して開設ということになると思うのですけれども、意見書をつけなくても開設されるものにどういうものがあるのか、その点も教えてくださいたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、森西委員の質問にお答えいたします。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の補助金の件ですけれども、平成26年度に、本市は、施設整備をしていただいて、その補助金の執行をしております。

当初、大阪府の基金によりまして、全額執行する予定でありましたけれども、府の基金の財源が不足するということで、一部、国の地域介護福祉空間整備事業に切りわけするという形で、府または国からも連絡があり、二つにわかれて補助された内容でございます。

その中で、地域介護空間福祉補助金側の執行率、また、大阪府の介護基盤緊急整備等特別対策事業につきましても、執行率が低いのではないかとというご質問にお答えします。

これにつきましては、担当課としましては、その事業に対する補助枠いっぱい枠取りで予算計上をいたしました。

これにつきましては、10分の10の補助事業でありますので、施設のほうで必要な整備をされた分につきましては、補助対象になるように枠を確保したわけですけれども、実際の整備におきまして、その分を精査したところ、許認可をおろした以降に、整備をされたもの全てを対象にしましたが、そこまでの金額に届かなかったとい

うことで、私どもとしては、満額執行したつもりではしております。

また、介護基盤緊急整備等特別対策事業につきましても同様でございます、こちらは、今回の施設のハード部分の整備に係る補助金でございます。

ハード部分といいますと、既に、老健ひかりという事業を運営されておられますので、床も壁も存在する形になっておりまして、事務所とするための間仕切りのパーティションであるとか、また、外に看板を取りつけるとか、そういうようなハード部分の整備は少なかったことによりまして、これも10分の10の補助をしておりますけれども、今回の決算の金額になったということでございます。

それと、別途計画しておりました小規模特養、29名以下の地域密着型の施設につきましては、安威川以北という地域で計画を持ってございましたけれども、これにつきましては、問い合わせ等ございましたけれども、実際に整備していきたいという話がありませんでしたので、その整備ができませんでした。

これにつきましては、第6期も引き続いて整備をしていきたいと、私どもは思っております。

この10月に市内の事業所の方にも、この整備を進めていくという形で資料も郵送させていただきまして、ホームページにも先週、金曜日ぐらいかと思っておりますけれどもアップして、より市外の方にも知っていただくという形で、周知に務めている状況でございます。

次に、決算概要の254ページの審査支払の額が低いのではないかということですが、すけれども、この単価につきましては、当初、46円で進めておりました。

この46円が、国民健康保険団体連合会のほうから、平成26年8月より8円に引き下げるといって通知がありました。

これによりまして、執行が50%を割る状況になったという形でございます。

次に、権利擁護にかかわる話についてご答弁申し上げます。

まず、実績といたしましては、成年後見人制度につきましては、平成25年が2件、平成26年が5件の実績になりまして、予算計上は、もう少し多くの枠取りをしましたがけれども、この虐待も含めて、成年後見の件数というのは非常に読みにくく、また、件数としましては、おおむねひと桁台で上下はありますけれども、一定、枠取りは確保したいという思いは担当課にありますので、その結果から、実績が5件となり、執行率が少し低いという状況になっていきます。

次に、サービス付き高齢者住宅の件ですが、これにつきましては、本市におきましては、特養の待機者がたくさんおられるということも踏まえまして、一定、この住宅の活用も期待するところがあります。

ただ、所管が厚生労働省ではなかったとかいう状況もありまして、どれぐらい計画に盛り込むのか、また、その計画が福祉の観点から、十分に私どもが納得できる状況の取り組みをしていただけるのか、まだまだグレーなところはありまして、これにつきましては、設置後運用されて、担当課とも連携ができるようになった段階で、ご協力いただけるところにつきましては、計画の中でも数字に盛り込み、市民の方がご利用されて、ほかの施設と遜色のないような取り組みがされるようでしたら、大いに活用していきたいとは考えております。

次に、事業所の指定にかかわることですけれども、現在、市が指定できますのは、先ほど申し上げた地域密着型のサービスの事業所については、市が指定できます。

一例を申し上げますと、グループホームの設立、認知症の通所介護の施設等、また、今回募集もします29名以下の小規模特養につきましても、地域密着型の分類になりますので、市が指定します。

特に、地域密着型で市が指定するということは、基本的には、摂津市民の方が入っていただくという形になります。

広域的にされる、大きな特養につきましては、府の承認のもと、建設されておりました、住所地特例により、他市の方もご利用できる施設ですけれども、地域密着型の事業所になりますと、摂津市民を対象に入居をしていただくというものでございます。

摂津市が指定できるのは、地域密着型の事業で、あと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所となっております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、先ほど、小規模特養の件で、今、募集をかけられて、以前からずっと募集はかけられていて、応募されるところがなかなかないという状況で、聞いている話は、用地の確保が安威川以北では難しいからと聞いているのですけれども、長年募集をかけられていて、今回もかけていますけれども、もしなかった場合に、今後、そしたら出てくるのかというような状況があると思うのです。

特養の待機者が多くて、その待機者を解消する一つの目的として、小規模特養ということを設置をしていくところですが、設置がされなければ、待機者の解消が図られないということになっていきま

すので、ずっと募集をしていくというのは必要だと思うのですけれども、いつかの段階で、小規模特養に事業者が参入をしていただくというような何かの対策を、市としては、行政としては出していかなければならないと思うのですけれども、市内業者は、今まで募集をかけられているのはわかっていますから、それでも参入をされないということは、今後、募集があったとしても、参入するかといったら、なかなか難しいと思うので、内部でももう少し調査、研究をしていただいて、違う形で募集をかけるということをしていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、成年後見の件ですけれども、全国的に成年後見をするに当たって、詐欺のようなトラブルがあったりとか、犯罪があったりというようなことが起こっております。

全国的な問題になっておりますけれども、ずっと制度として助成を出していく、助成を出して後見人となった後も、これは、市としては、後見人の方をフォローをしていくのか、連携をとっていくのか、その辺はどうなっているのか、後見人に全てお任せということになっていくのか、その点、お聞かせいただきたいと思います。

それと、指定の件ですけれども、地域密着型サービスの事業所は摂津市が指定で、それ以外の部分に関しては、府が指定ということでもありますので、事業所が市の全く把握をしていないところで、どんどん設置されていって、高齢者がやきプランの計画にない中で、事業所が設置をされて、例えば、介護保険料の財政が圧迫するようなことがないような対策はないものか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、3点の質問にお答えいたします。

まず1点、施設整備におきまして、現在、前期から募集をしております安威川以北の小規模特養について、手を挙げる事業者がなければ、基準を変えるなり、判断を変えるなりが必要ではないかというご質問に対して、ご答弁申し上げます。

本市としましては、摂津市の地理的状况を見ますと、安威川以北と以南という形で、整備の圏域を考えております。

私どもとしては、できましたら、以北という気持ちは、以前から強くあります。

ただ、第5期のときから、未整備のまま、第6期もそのまま最終的に引きずっていくのがいいのかというのは、今後、詰めていかなければならない課題と思っています。

今の段階で、こうしていくとは言えませんが、土地が以北に比べて確保しやすい以南という選択肢もあろうかと思えますので、その辺は、柔軟に今回の募集要項も見ながら、場合によっては、検討もしていく必要がある課題という認識はしております。

次に、後見制度につきましては、家庭の事情によりまして、サポートをするところでもあります。

特に、後見制度の場合は、一例を申し上げますと、介護サービスを受けておられたのですけれども、自宅で倒れて入院され、在宅生活は困難になりました。ただ、家族の方がおられますが、その方が、精神的な疾患をお持ちの方で、十分その方を支えることができなく、また、契約していくこともできない方となりますと、誰かが支援して契約に結びつけて、施設入所の手続もしてもらい必要もありますので、こういう場

合に市長申し立てをしながら、手続につきましても、公費で支援し、場合によりましては、その方の収入が少なければ継続的に、家庭裁判所が決めました方々に対して、経済的支援を月額報酬としまして、幾らか支援するという制度があり、活用している状況でございます。

次に、事業所の指定ということで、何とかできないかというお話です。

この事業所の指定につきましては、まず、府の権限のある指定の管轄、地域密着型は、現在、市ですていくという形でありますので、それに基づいて、適切にしていきたいと思っています。

ただ、申し上げたように、サービス付き高齢者住宅等は、入所施設ではなくて、在宅という位置づけで建設されているものであります。私どもの感覚でいいますと、一般的な、下宿であるとか、文化住宅であるとか、そういうものと同じような位置づけで建っているものであり、そこが、施設という認識はしておりませんので、そこに賃貸借で住まわれている高齢者という認識になります。

この施設の立ち位置は違いますが、指導という面では、今後は、府もサービス付き高齢者住宅の指導の強化を進めていかれるので、市も連携しながら、強化をしながら、いろんな事業所については、かわりをもって、特に、介護サービスの請求が不適切にされることのないように、そういう請求行為がある事業所については、指定があるとかないとかにかかわらず取り組んでいきたいというところの気持ちは持っています。

後見制度に関しての、連携についてのご質問ですが、成年後見人制度の助成費と、市長申し立てをするところにつきまして

は、生活保護受給者イコールになっておりまして、年に1回は、後見人から書面で報告を受けるルールになっていますので、それをもって把握している状況です。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 サービス付き高齢者住宅の件ですけれども、近隣市と比べると、人口割でいうと、摂津市は、多いような気がするのですけれども、それが、結局、摂津の高齢介護課で、全く把握をされずに、どんどんと建てられていったときには、在宅ということでありましてけれども、お元気なときには、そのサービスを余り使われないということになるでしょうけれども、高齢になられて、だんだんと体が動かなくなって、しんどくなってくると、そしたら、老健とか特養にとか、そういう声も出てくるかと思うのです。

そうなってくると、待機が今でもあるにもかかわらず、待機者がふえたりというようなことが生じてくる可能性もあると思いますので、指定が摂津市でされているわけではないので、なかなか難しいとは思いますが、その点、極力把握に努められるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員の質問は終わりました。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は、認定すべきものと決定しました。

認定第3号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は、認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は、認定すべきものと決定しました。

認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は、認定すべきものと決定しました。

認定第8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は、認定すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後3時3分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 村上 英明